

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
1	<p>第1編 総則 第1節 計画の趣旨</p> <p>3 計画の性格と役割</p> <p>(1) この計画は、大規模事故災害に関して、県、市町その他の防災関係機関等の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示す。</p> <p>(2) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。</p> <p>① 県、市町その他防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成に当たっての指針となること。</p> <p>② 特に市町においては、市町地域防災計画を作成する場合に当たっての指針となること。</p> <p>(3) この計画は、大規模事故災害の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。</p> <p>(4) 意図的に大規模事故災害が引き起こされた場合においても、原則としてこの計画の規定に沿って対応することとする。</p> <p>(5) この計画に特別の定めがない事項については、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）の規定に準じて対応することとする。</p>	1	<p>第1編 総則 第1節 計画の趣旨</p> <p>3 計画の性格と役割</p> <p>(1) この計画は、大規模事故災害に関して、県、市町その他の防災関係機関等の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示す。</p> <p>(2) この計画は、次のような役割を担う。</p> <p>① 県、市町その他の防災関係機関においては、この計画の推進のための細目等の作成及び大規模事故災害対策の立案、実施に当たっての指針となること。</p> <p>② 市町においては、市町地域防災計画を作成する場合に当たっての指針となること。</p> <p>③ <u>関係団体や県民においては、防災意識を高め、自発的な防災活動に参加する際の参考となること。</u></p> <p>(3) この計画は、大規模事故災害の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。</p> <p>(4) 意図的に大規模事故災害が引き起こされた場合においても、原則としてこの計画の規定に沿って対応することとする。</p> <p>(5) この計画に特別の定めがない事項については、兵庫県地域防災計画（風水害等対策計画）の規定に準じて対応することとする。</p>	他の災害編と書きぶりを統一

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																																																							
	<p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 大阪航空局 (大阪空港事務所)</td> <td></td> <td>1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助</td> <td>被災空港施設(直轄)の復旧</td> </tr> <tr> <td>4 第1管区保安部 第2管区保安部 第3管区保安部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪地区気象台 (神戸海洋気象台)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 兵庫県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 知事部局 企業庁</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 本州四国連絡高速道路㈱ (神戸管理センター)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話㈱ (株)エヌ・ティ・エス関西 エヌ・ティ・エス・コミュニケーションズ(株)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td style="text-align: center;">追加</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	3 大阪航空局 (大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設(直轄)の復旧	4 第1管区保安部 第2管区保安部 第3管区保安部				大阪地区気象台 (神戸海洋気象台)				機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	5 知事部局 企業庁				機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	6 本州四国連絡高速道路㈱ (神戸管理センター)				西日本電信電話㈱ (株)エヌ・ティ・エス関西 エヌ・ティ・エス・コミュニケーションズ(株)						追加						<p>第2節 防災機関の事務又は業務の大綱</p> <p>第1 指定地方行政機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3 大阪航空局 (大阪空港事務所)</td> <td></td> <td>1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助</td> <td>航空保安施設の復旧</td> </tr> <tr> <td>4 第1管区保安部 第2管区保安部 第3管区保安部 第4管区保安部 とら</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>大阪地区気象台 (神戸地方気象台)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第3 兵庫県</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5 知事部局 企業庁 病院局</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>第5 指定公共機関</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>機 関 名</th> <th>災 害 予 防</th> <th>災害応急対策</th> <th>災 害 復 旧</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6 本州四国連絡高速道路㈱ (神戸管理センター) (姫路管理センター)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本電信電話㈱ (株)エヌ・ティ・エス関西 エヌ・ティ・エス・コミュニケーションズ(株)</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>カハカンパニー(株) カハカンパニー(株)</td> <td>電気通信設備の整備と防災管理</td> <td>電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施</td> <td>被災電気通信設備の災害復旧</td> </tr> <tr> <td>新関西国際空港㈱</td> <td>空港施設の整備と防火管理</td> <td>航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保</td> <td>被災空港施設の復旧</td> </tr> </tbody> </table>	機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	3 大阪航空局 (大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧	4 第1管区保安部 第2管区保安部 第3管区保安部 第4管区保安部 とら				大阪地区気象台 (神戸地方気象台)				機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	5 知事部局 企業庁 病院局				機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧	6 本州四国連絡高速道路㈱ (神戸管理センター) (姫路管理センター)				西日本電信電話㈱ (株)エヌ・ティ・エス関西 エヌ・ティ・エス・コミュニケーションズ(株)				カハカンパニー(株) カハカンパニー(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧	新関西国際空港㈱	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>組織名変更による修正 指定公共機関追加による修正</p>
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																																																																								
3 大阪航空局 (大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	被災空港施設(直轄)の復旧																																																																																								
4 第1管区保安部 第2管区保安部 第3管区保安部																																																																																											
大阪地区気象台 (神戸海洋気象台)																																																																																											
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																																																																								
5 知事部局 企業庁																																																																																											
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																																																																								
6 本州四国連絡高速道路㈱ (神戸管理センター)																																																																																											
西日本電信電話㈱ (株)エヌ・ティ・エス関西 エヌ・ティ・エス・コミュニケーションズ(株)																																																																																											
		追加																																																																																									
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																																																																								
3 大阪航空局 (大阪空港事務所)		1 災害時における航空機による輸送の安全の確保 2 遭難航空機の捜索及び救助	航空保安施設の復旧																																																																																								
4 第1管区保安部 第2管区保安部 第3管区保安部 第4管区保安部 とら																																																																																											
大阪地区気象台 (神戸地方気象台)																																																																																											
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																																																																								
5 知事部局 企業庁 病院局																																																																																											
機 関 名	災 害 予 防	災害応急対策	災 害 復 旧																																																																																								
6 本州四国連絡高速道路㈱ (神戸管理センター) (姫路管理センター)																																																																																											
西日本電信電話㈱ (株)エヌ・ティ・エス関西 エヌ・ティ・エス・コミュニケーションズ(株)																																																																																											
カハカンパニー(株) カハカンパニー(株)	電気通信設備の整備と防災管理	電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施	被災電気通信設備の災害復旧																																																																																								
新関西国際空港㈱	空港施設の整備と防火管理	航空機による輸送の安全確保と空港施設の機能確保	被災空港施設の復旧																																																																																								

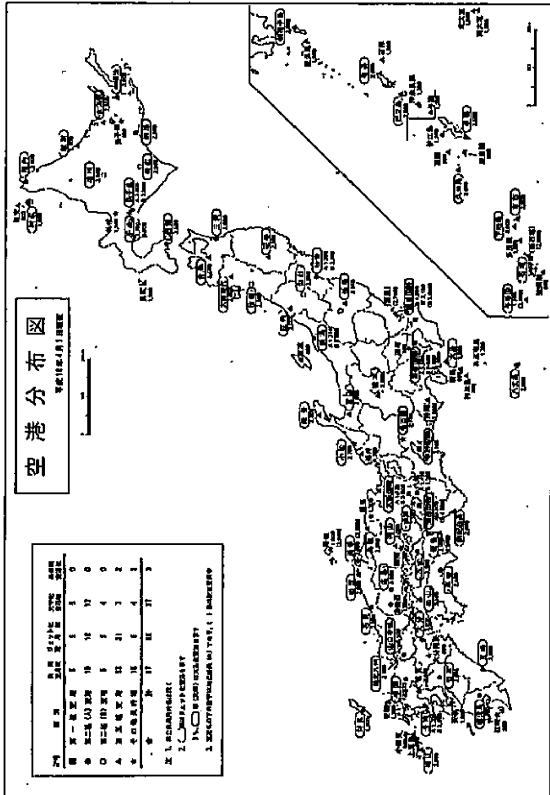
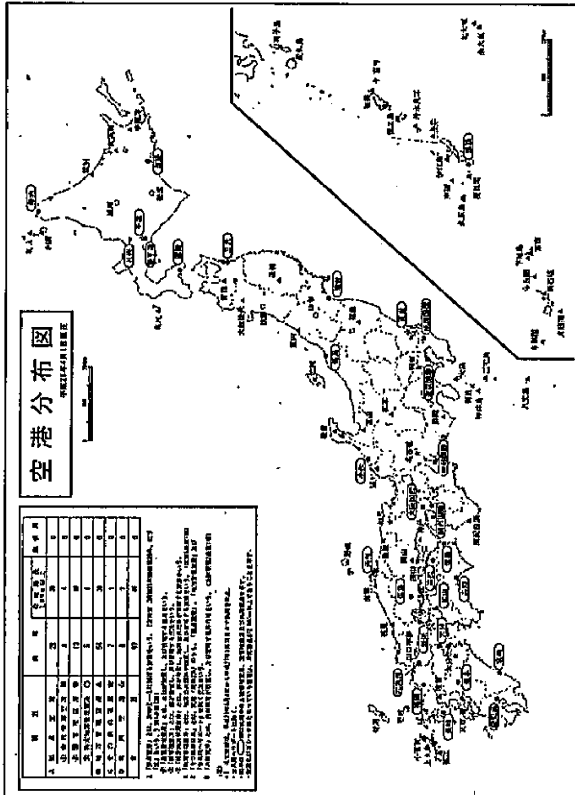
大規模事故災害対策計画

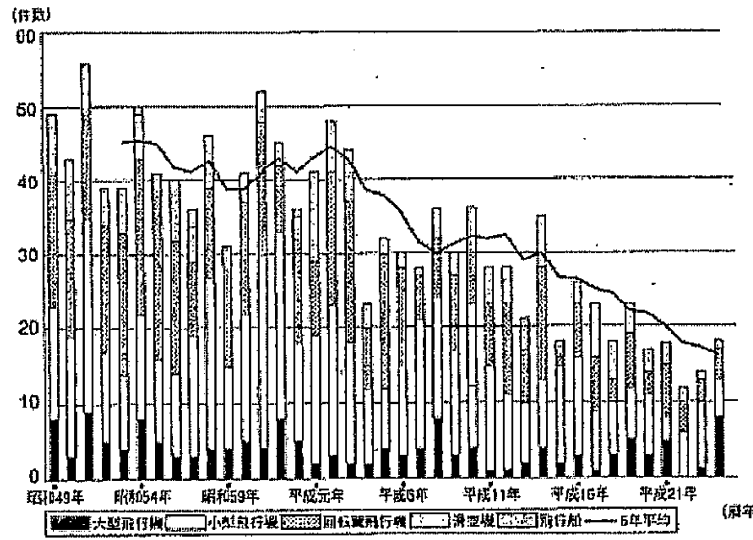
頁	現 行				頁	修 正 案				対 応
7	第5 指定地方公共機関				7	第5 指定地方公共機関				指定地方公共機関の追加による修正
	機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧		機関名	災害予防	災害応急対策	災害復旧	
	鉄道等輸送機関 山陽鉄道株 阪神鉄道株 阪和鉄道株 神戸鉄道株 神戸高速鉄道株 六甲線鉄道株 神戸新交通株	鉄道施設等の整備 と防災管理	災害時における緊急 鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復 旧		鉄道等輸送機関 山陽鉄道株 阪神鉄道株 阪和鉄道株 神戸鉄道株 神戸高速鉄道株 六甲線鉄道株 神戸新交通株	鉄道施設等の整備 と防災管理	災害時における緊急 鉄道等輸送	被災鉄道施設等の復 旧	
	道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) 全但バス(株) 阪急バス(株) 社兵庫県が協会	1 道路状況の把握 2 災害時における 対応の指導	災害時における緊急 陸上輸送			道路輸送機関 神姫バス(株) 淡路交通(株) 全但バス(株) 阪急バス(株) 阪神バス(株) 社兵庫県が協会	災害時における対 応の指導	災害時における緊急 陸上輸送		
	道路管理者 兵庫県道路公社 芦有開発(株)					道路管理者 兵庫県道路公社 芦有開発(株)				
	放送機関 (株)ラジオ関西 (株)テレビジョン Kiss-FM KKB(株)		災害情報の放送			放送機関 (株)ラジオ関西 (株)テレビジョン 兵庫エフエム放送(株)		災害情報の放送		
			追加			公益社団法人 兵庫県看護協会		災害時における医療 救護 避難者の健康対策		
社団法人 兵庫県医師会				一般社団法人 兵庫県医師会						

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
8	<p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第1款 空港の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 区分</p> <p>空港は、飛行場とヘリポートに区分される。飛行場は、さらに公共用飛行場と非公共用飛行場に区分され、公共用飛行場としては、空港整備法（昭和31年4月20日法律第80号）による空港の分類で、第一種空港（国際航空路線に必要な飛行場）、第二種空港（主要な国内航空路線に必要な飛行場）、第三種空港（地方的な航空運送を確保するために必要な飛行場）があり、これら以外は、その他飛行場に区分される。</p> <p>兵庫県内には、第一種空港として大阪国際空港、その他飛行場として但馬空港がある。また、第三種空港として神戸空港が平成18年2月に開港した。</p> <p>一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用、常設で特定のヘリコプターのみを対象とする非公共用、航空法（昭和27年7月15日法第231号）第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では公共用として、神戸、播磨、湯村温泉の3カ所、非公共用として兵庫県庁、兵庫県警察、神戸消防、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の7カ所、臨時用として260カ所ある。</p> <p>2 空港の整備状況</p> <p>(1) 大阪国際空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 国</p> <p>イ 設置場所 伊丹市、豊中市、池田市</p> <p>ウ 滑走路長 A：1,828m、B：3,000m</p> <p>エ 面積 約317ha</p> <p>オ 開 港 昭和33年3月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>33都市 170便/日（平成18年5月1日から5月31日）</p>	<p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第1款 空港の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 区分</p> <p>空港は、飛行場とヘリポートに区分される。飛行場は、さらに公共用飛行場と非公共用飛行場に区分され、公共用飛行場としては、<u>空港法（昭和31年4月20日法律第80号）に基づき、拠点空港、地方管理空港、共用空港及びその他の空港</u>に区分される。</p> <p>兵庫県内には、<u>拠点空港</u>として大阪国際空港、<u>地方管理空港</u>として神戸空港、<u>その他の空港</u>として但馬空港がある。</p> <p>一方、ヘリポートについては、常設で不特定多数のヘリコプターの利用を対象とする公共用、常設で特定のヘリコプターのみを対象とする非公共用、航空法（昭和27年7月15日法第231号）第79条による離着陸場で国土交通大臣の許可を受けた特定のヘリコプターのみが特定の期間利用できる臨時用の3種類あり、兵庫県内では公共用として、<u>神戸ヘリポート</u>、非公共用として兵庫県庁、兵庫県警察、神戸消防、明石川崎、NTT神戸中央ビル、兵庫県立災害医療センター、三木防災の7カ所、臨時用として<u>264カ所</u>ある。</p> <p>2 空港の整備状況</p> <p>(1) 大阪国際空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 <u>新関西国際空港株式会社</u></p> <p>イ 設置場所 伊丹市、豊中市、池田市</p> <p>ウ 滑走路長 A：1,828m、B：3,000m</p> <p>エ 面積 <u>約315ha</u></p> <p>オ 開 港 昭和33年3月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p><u>26路線 185便/日（平成26年4月1日から4月30日）</u></p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
9	<p>2 空港の整備状況</p> <p>(2) 関西国際空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 関西国際空港株式会社</p> <p>イ 設置場所 泉州沖約5km</p> <p>ウ 滑走路長 3,500m 1本</p> <p>エ 面積 約510ha</p> <p>オ 開 港 平成6年9月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>ア 国際線</p> <p>31カ国・地域、71都市(平成18年夏期スケジュール)</p> <p>イ 国内線</p> <p>19都市(平成18年6月スケジュール)</p> <p>③ 2期事業の概要</p> <p>ア 規 模 平行滑走路 4,000m 1本</p> <p>イ 面 積 約545ha</p> <p>ウ 開港目標 平成19年</p> <p>(3) 但馬空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 兵庫県</p> <p>イ 設置場所 豊岡市及び日高町</p> <p>ウ 滑走路長 1,200m(標高:176m) 1本</p> <p>エ 面積 37.9ha</p> <p>オ 開 港 平成6年5月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>伊丹・但馬間 2便/日(朝・夕)</p>	8	<p>2 空港の整備状況</p> <p>削除</p> <p>(2) 但馬空港</p> <p>① 空港の概要</p> <p>ア 設置管理者 兵庫県</p> <p>イ 設置場所 豊岡市</p> <p>ウ 滑走路長 1,200m(標高:176m) 1本</p> <p>エ 面積 37.9ha</p> <p>オ 開 港 平成6年5月</p> <p>② 空港の利用状況</p> <p>伊丹・但馬間 2便/日(朝・夕)</p>	<p>県内に位置する空港ではないため削除</p> <p>市町合併に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
9	2 空港の整備状況 (4) 神戸空港 ① 空港の概要 ア 設置管理者 神戸市 イ 設置場所 ポートアイランド(1期) 南約3km ウ 滑走路長 2,500m 1本 エ 面 積 272ha オ 開 港 平成18年2月 ② 空港の利用状況 7都市、27往復/日	8	2 空港の整備状況 (3) 神戸空港 ① 空港の概要 ア 設置管理者 神戸市 イ 設置場所 ポートアイランド(1期) 南約3km ウ 滑走路長 2,500m. 1本 エ 面 積 272ha オ 開 港 平成18年2月 ② 空港の利用状況 7都市、27往復/日(平成25年8月ダイヤ)	現状にあわせた時点修正
10	(5) 公共ヘリポート ① 神戸ヘリポート ア ヘリポートの概要 a 設置管理者 神戸市 b 設置場所 神戸市中央区港島中町(ポートアイランド) c 滑走路長 40m×20m d 面 積 2.8ha e 開 港 昭和62年12月 イ 利用状況 年間着陸回数 2,004回(平成17年度) ② 播磨ヘリポート ア ヘリポートの概要 a 設置管理者 兵庫県 b 設置場所 赤穂郡上郡町光都3丁目 (播磨科学公園都市内) c 滑走路長 35m×20m d 面 積 1.6ha e 開 港 平成元年11月 イ 利用状況 年間着陸回数 37回(平成17年度)	9	(4) 公共ヘリポート ① 神戸ヘリポート ア ヘリポートの概要 a 設置管理者 神戸市 b 設置場所 神戸市中央区港島中町(ポートアイランド) c 滑走路長 40m×20m d 面 積 2.8ha e 開 港 昭和62年12月 イ 利用状況 年間着陸回数 831回(平成24年度) 削除	現状にあわせた時点修正 廃止による削除

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																																																
10	<p>③ 湯村温泉ヘリポート</p> <p>ア ヘリポートの概要</p> <p>a 設置管理者 兵庫県</p> <p>b 設置場所 美方郡温泉町多子（健康公園南側丘陵）</p> <p>c 滑走路長 35m×30m</p> <p>d 面積 0.7ha</p> <p>e 開 港 平成6年5月</p> <p>イ 利用状況</p> <p>年間着陸回数 8回（平成17年度）</p>		<p>削除</p>	<p>廃止による削除</p>																																																																																
11	<p>3 空港分布図</p>  <p>空港分布図</p> <p>図例</p> <table border="1" data-bbox="302 1189 504 1428"> <tr> <td>○</td> <td>国際空港</td> <td>△</td> <td>地方空港</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>ヘリポート</td> <td>◇</td> <td>臨時空港</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> </table> <p>国土交通省航空局</p>	○	国際空港	△	地方空港	□	ヘリポート	◇	臨時空港	●	飛行場跡地	○	飛行場跡地	▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地	●	飛行場跡地	○	飛行場跡地	▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地	●	飛行場跡地	○	飛行場跡地	▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地	●	飛行場跡地	○	飛行場跡地	▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地	10	<p>3 空港分布図</p> <p>最新版に差し替え</p>  <p>空港分布図</p> <p>図例</p> <table border="1" data-bbox="1187 1157 1388 1428"> <tr> <td>○</td> <td>国際空港</td> <td>△</td> <td>地方空港</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>ヘリポート</td> <td>◇</td> <td>臨時空港</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>●</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> <tr> <td>▲</td> <td>飛行場跡地</td> <td>○</td> <td>飛行場跡地</td> </tr> </table> <p>国土交通省航空局</p>	○	国際空港	△	地方空港	□	ヘリポート	◇	臨時空港	●	飛行場跡地	○	飛行場跡地	▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地	●	飛行場跡地	○	飛行場跡地	▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地	●	飛行場跡地	○	飛行場跡地	▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地	●	飛行場跡地	○	飛行場跡地	▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地	<p>現状にあわせた時点修正</p>
○	国際空港	△	地方空港																																																																																	
□	ヘリポート	◇	臨時空港																																																																																	
●	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
●	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
●	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
●	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
○	国際空港	△	地方空港																																																																																	
□	ヘリポート	◇	臨時空港																																																																																	
●	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
●	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
●	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
●	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	
▲	飛行場跡地	○	飛行場跡地																																																																																	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	<p>4 航空事故件数の推移 追加</p>	<p>11 4 航空事故件数の推移 <u>(2) わが国における民間航空事故の推移</u> 全体では減少傾向にある。また、大型飛行機による事故は年数件程度であり、小型飛行機、回転翼航空機等による事故が大半を占めている。</p>  <p>(注) (1) わが国の領域で発生した事故(外国機に係る事故を含む。)及び公海上で発生したわが国の航空機による事故である。 (2) 平成10年以前は機内病死を含む。 (3) 小型飛行機には超軽量動力機を含む。 (4) 回転翼航空機にはジャイロプレーンを含む。</p> <p>出展：数字で見る航空2013</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

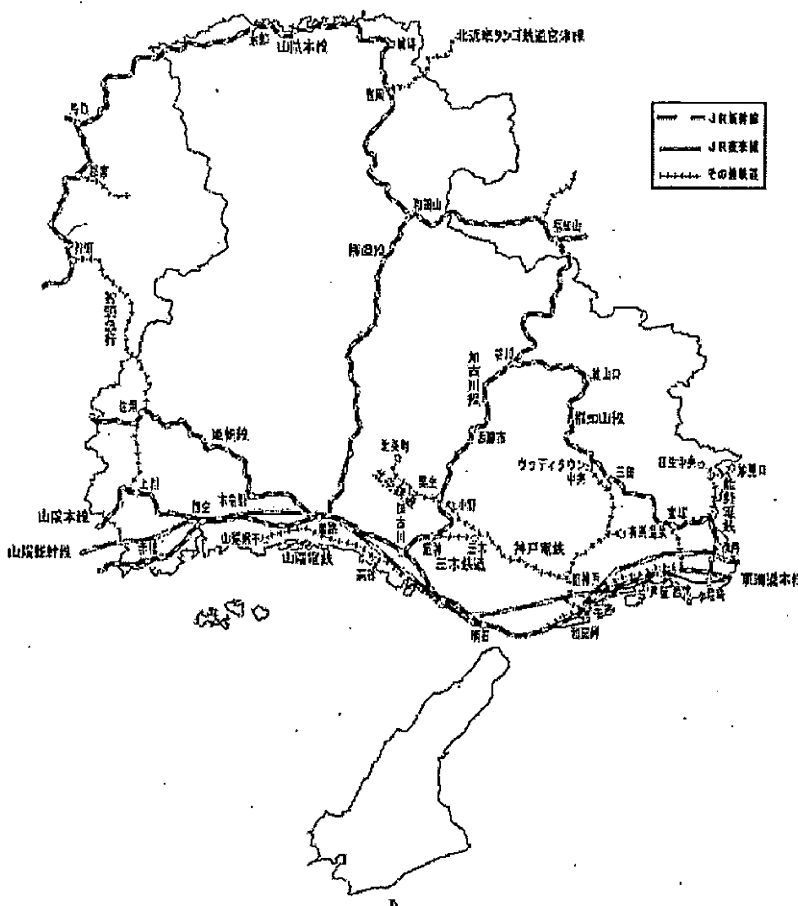
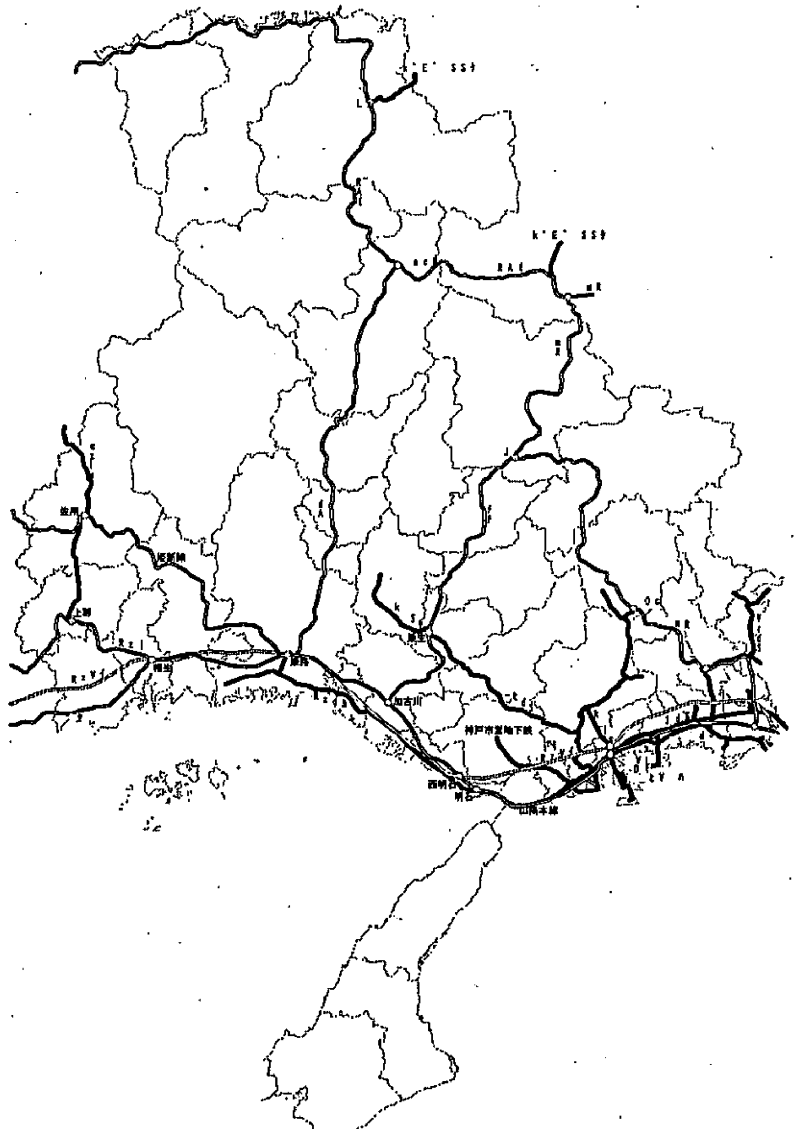
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	<p>4 航空事故件数の推移 追加</p>	<p>12 4 航空事故件数の推移 (3) 我が国の航空会社による事故件数及び発生率の推移 我が国の航空会社による事故件数は、この30年あまりの間で約2分の1に減少している。また、この間輸送量は増加してきているが、事故の発生率は約5分の1に減少している。</p> <p>※平成3、17、22年の事故件数は0件</p> <p>(注) (1) 本邦航空運送事業者による大型飛行機に係る事故のうち、わが国の領域及び公海上で発生した事故である。 (2) 平成10年以前は機内病死を含む。</p> <p>出展：数字で見る航空2013</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																		
14	<p>5 過去の事故例 (3) 県内における事故例 追加</p> <p>6 災害の想定 消火活動等に関し、空港事務所と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により次の2つの災害を想定する。</p>	13	<p>5 過去の事故例 (3) 県内における事故例</p> <table border="1" data-bbox="1077 248 1865 751"> <thead> <tr> <th>災害名</th> <th>発生年月日</th> <th>機種</th> <th>場所</th> <th>人的被害</th> <th>事故の概要</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小型機オーバーラン</td> <td>2013.07.21</td> <td>ガルフストリーム・エアロスペース式AG-5B型</td> <td>但馬飛行場付近</td> <td>重傷1名 軽傷2名</td> <td>当該機は7月21日12時09分福井空港を離陸し、飛行中エンジンに不調が感じられたため、但馬飛行場へ目的地を変更し、着陸しようとした際、同飛行場南側にあるガードレールに機体が接触し、斜面に不時着した。</td> </tr> <tr> <td>阪急航空ヘリ墜落事故</td> <td>1986.11.27</td> <td>エアロスパシアルAS365N(回転翼航空機)</td> <td>美方郡村岡町</td> <td>死者8名 ※乗客乗員 全員死亡</td> <td>事故機は、美方郡温泉町の場外離着陸場から神戸市の神戸ヘリポートに向けて飛行中、17時1分頃、村岡町の大峰山山頂付近の斜面に衝突し、大破・炎上したものの。</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 災害の想定 消火活動等に関し、<u>空港管理者</u>と関係機関の協力関係を定めた緊急計画の適用の有無により次の2つの災害を想定する。</p>	災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要	小型機オーバーラン	2013.07.21	ガルフストリーム・エアロスペース式AG-5B型	但馬飛行場付近	重傷1名 軽傷2名	当該機は7月21日12時09分福井空港を離陸し、飛行中エンジンに不調が感じられたため、但馬飛行場へ目的地を変更し、着陸しようとした際、同飛行場南側にあるガードレールに機体が接触し、斜面に不時着した。	阪急航空ヘリ墜落事故	1986.11.27	エアロスパシアルAS365N(回転翼航空機)	美方郡村岡町	死者8名 ※乗客乗員 全員死亡	事故機は、美方郡温泉町の場外離着陸場から神戸市の神戸ヘリポートに向けて飛行中、17時1分頃、村岡町の大峰山山頂付近の斜面に衝突し、大破・炎上したものの。	<p>現状にあわせた時点修正</p>
災害名	発生年月日	機種	場所	人的被害	事故の概要																	
小型機オーバーラン	2013.07.21	ガルフストリーム・エアロスペース式AG-5B型	但馬飛行場付近	重傷1名 軽傷2名	当該機は7月21日12時09分福井空港を離陸し、飛行中エンジンに不調が感じられたため、但馬飛行場へ目的地を変更し、着陸しようとした際、同飛行場南側にあるガードレールに機体が接触し、斜面に不時着した。																	
阪急航空ヘリ墜落事故	1986.11.27	エアロスパシアルAS365N(回転翼航空機)	美方郡村岡町	死者8名 ※乗客乗員 全員死亡	事故機は、美方郡温泉町の場外離着陸場から神戸市の神戸ヘリポートに向けて飛行中、17時1分頃、村岡町の大峰山山頂付近の斜面に衝突し、大破・炎上したものの。																	

頁	現 行																																																																																																													
15	<p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等 第2款 鉄道の整備状況等</p> <p>第2 内容 1 鉄道の整備状況</p> <p>県内の鉄道の整備状況 (平成17年4月1日) (km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>種 化</th> <th>電 化</th> <th>非電化</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">J R JR西日本 JR貨物</td> <td>新幹線</td> <td>115.0</td> <td>—</td> <td>115.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">在来線</td> <td>複々線</td> <td>49.6</td> <td>—</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>135.4</td> <td>—</td> <td>135.4</td> </tr> <tr> <td>単線</td> <td>188.6</td> <td>138.3</td> <td>326.9</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>488.6</td> <td>138.3</td> <td>626.9</td> </tr> <tr> <td>公 営 交 通</td> <td>複線</td> <td>30.6</td> <td>—</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3セクター</td> <td>複線</td> <td>23.6</td> <td>—</td> <td>23.6</td> </tr> <tr> <td>単線</td> <td>3.6</td> <td>56.0</td> <td>59.6</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>27.2</td> <td>56.0</td> <td>83.2</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私 鉄</td> <td>複線</td> <td>170.8</td> <td>—</td> <td>170.8</td> </tr> <tr> <td>単線</td> <td>52.4</td> <td>—</td> <td>52.4</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>223.2</td> <td>—</td> <td>223.2</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>769.6</td> <td>194.3</td> <td>963.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注：索道は含まない。) 出典：「平成17年度県土整備部概要(資料編)」</p> <p>主要な鉄道路線の延べ運転本数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>鉄道路線名</th> <th>駅 名</th> <th>1日当たりの運転本数</th> <th>1日平均乗降客数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">J R 西日本</td> <td>山陽新幹線</td> <td>新神戸駅</td> <td>258本</td> <td>11,900人</td> </tr> <tr> <td>東海道本線</td> <td>三ノ宮駅</td> <td>625本</td> <td>238,690人</td> </tr> <tr> <td>山陽本線</td> <td>姫路駅</td> <td>308本</td> <td>96,320人</td> </tr> <tr> <td>福知山線</td> <td>宝塚駅</td> <td>391本</td> <td>59,440人</td> </tr> <tr> <td>播但線</td> <td>播磨駅</td> <td>73本</td> <td>3,834人</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄</td> <td>神戸本線</td> <td>三宮駅</td> <td>402本</td> <td>103,258人</td> </tr> <tr> <td>阪神電鉄</td> <td>本線</td> <td>三宮駅</td> <td>466本</td> <td>85,706人</td> </tr> <tr> <td>山陽電鉄</td> <td>本線</td> <td>明石駅</td> <td>326本</td> <td>35,294人</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄</td> <td>有馬線</td> <td>鈴蘭台駅</td> <td>444本</td> <td>29,156人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成11年兵庫県統計書」、平成13年9月時刻表及び各社聞き取り</p> <p>路線調書 (1) JR西日本・日本貨物鉄道(JR貨物) (平成17.4.1) 表 省略 出典：「平成17年度県土整備部概要(資料編)」</p>	区 分	種 化	電 化	非電化	計	J R JR西日本 JR貨物	新幹線	115.0	—	115.0	在来線	複々線	49.6	—	49.6	複線	135.4	—	135.4	単線	188.6	138.3	326.9	小計	488.6	138.3	626.9	公 営 交 通	複線	30.6	—	30.6	第3セクター	複線	23.6	—	23.6	単線	3.6	56.0	59.6	小計	27.2	56.0	83.2	私 鉄	複線	170.8	—	170.8	単線	52.4	—	52.4	小計	223.2	—	223.2	合 計		769.6	194.3	963.9	区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数	1日平均乗降客数	J R 西日本	山陽新幹線	新神戸駅	258本	11,900人	東海道本線	三ノ宮駅	625本	238,690人	山陽本線	姫路駅	308本	96,320人	福知山線	宝塚駅	391本	59,440人	播但線	播磨駅	73本	3,834人	阪急電鉄	神戸本線	三宮駅	402本	103,258人	阪神電鉄	本線	三宮駅	466本	85,706人	山陽電鉄	本線	明石駅	326本	35,294人	神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	444本	29,156人
区 分	種 化	電 化	非電化	計																																																																																																										
J R JR西日本 JR貨物	新幹線	115.0	—	115.0																																																																																																										
	在来線	複々線	49.6	—	49.6																																																																																																									
		複線	135.4	—	135.4																																																																																																									
		単線	188.6	138.3	326.9																																																																																																									
	小計	488.6	138.3	626.9																																																																																																										
公 営 交 通	複線	30.6	—	30.6																																																																																																										
第3セクター	複線	23.6	—	23.6																																																																																																										
	単線	3.6	56.0	59.6																																																																																																										
	小計	27.2	56.0	83.2																																																																																																										
私 鉄	複線	170.8	—	170.8																																																																																																										
	単線	52.4	—	52.4																																																																																																										
	小計	223.2	—	223.2																																																																																																										
合 計		769.6	194.3	963.9																																																																																																										
区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数	1日平均乗降客数																																																																																																										
J R 西日本	山陽新幹線	新神戸駅	258本	11,900人																																																																																																										
	東海道本線	三ノ宮駅	625本	238,690人																																																																																																										
	山陽本線	姫路駅	308本	96,320人																																																																																																										
	福知山線	宝塚駅	391本	59,440人																																																																																																										
	播但線	播磨駅	73本	3,834人																																																																																																										
阪急電鉄	神戸本線	三宮駅	402本	103,258人																																																																																																										
阪神電鉄	本線	三宮駅	466本	85,706人																																																																																																										
山陽電鉄	本線	明石駅	326本	35,294人																																																																																																										
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	444本	29,156人																																																																																																										
16																																																																																																														

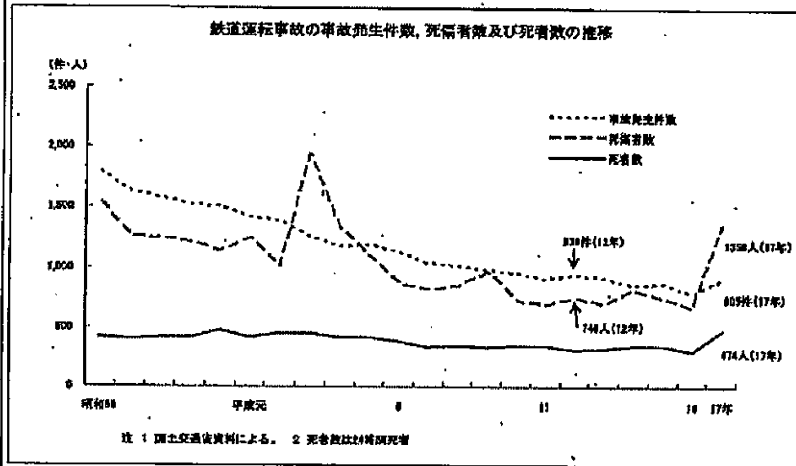
頁	修 正 案	対 応																																																																																																													
14	<p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等 第2款 鉄道の整備状況等</p> <p>第2 内容 1 鉄道の整備状況</p> <p>県内の鉄道の整備状況 (平成25年4月1日) (km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>単・複</th> <th>電 化</th> <th>非電化</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">J R 西日本</td> <td>新幹線</td> <td>115.0</td> <td>—</td> <td>115.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">在来線</td> <td>複々線</td> <td>49.6</td> <td>—</td> <td>49.6</td> </tr> <tr> <td>複線</td> <td>135.4</td> <td>—</td> <td>135.4</td> </tr> <tr> <td>単線</td> <td>188.6</td> <td>138.3</td> <td>326.9</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>488.6</td> <td>138.3</td> <td>626.9</td> </tr> <tr> <td>公 営 交 通</td> <td>複線</td> <td>30.6</td> <td>—</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">第3セクター</td> <td>複線</td> <td>29.0</td> <td>—</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>単線</td> <td>2.6</td> <td>49.4</td> <td>52.0</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>31.6</td> <td>49.4</td> <td>81.0</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">私 鉄</td> <td>複線</td> <td>170.8</td> <td>—</td> <td>170.8</td> </tr> <tr> <td>単線</td> <td>52.3</td> <td>—</td> <td>52.3</td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>223.1</td> <td>—</td> <td>223.1</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td></td> <td>773.9</td> <td>157.7</td> <td>931.6</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注：索道は含まない。) 出典：「平成25年度県土整備部概要(資料編)」</p> <p>主要な鉄道路線の延べ運転本数等</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>鉄道路線名</th> <th>駅 名</th> <th>1日当たりの運転本数(訂正)</th> <th>1日平均乗降客数(訂正)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">J R 西日本</td> <td>山陽新幹線</td> <td>新神戸駅</td> <td>271本</td> <td>15,262人</td> </tr> <tr> <td>東海道本線</td> <td>三ノ宮駅</td> <td>596本</td> <td>235,232人</td> </tr> <tr> <td>山陽本線</td> <td>姫路駅</td> <td>323本</td> <td>91,848人</td> </tr> <tr> <td>福知山線</td> <td>宝塚駅</td> <td>341本</td> <td>63,074人</td> </tr> <tr> <td>播但線</td> <td>播磨駅</td> <td>83本</td> <td>3,794人</td> </tr> <tr> <td>阪急電鉄</td> <td>神戸本線</td> <td>三宮駅</td> <td>507本</td> <td>111,477人</td> </tr> <tr> <td>阪神電鉄</td> <td>本線</td> <td>三宮駅</td> <td>486本</td> <td>96,802人</td> </tr> <tr> <td>山陽電鉄</td> <td>本線</td> <td>明石駅</td> <td>329本</td> <td>27,680人</td> </tr> <tr> <td>神戸電鉄</td> <td>有馬線</td> <td>鈴蘭台駅</td> <td>397本</td> <td>21,343人</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成22年兵庫県統計書」、平成26年3月時刻表及び各社聞き取り</p> <p>路線調書 (1) JR西日本・日本貨物鉄道(JR貨物) (平成25.4.1) 表 省略 出典：「平成25年度県土整備部概要(資料編)」</p>	区 分	単・複	電 化	非電化	計	J R 西日本	新幹線	115.0	—	115.0	在来線	複々線	49.6	—	49.6	複線	135.4	—	135.4	単線	188.6	138.3	326.9	小計	488.6	138.3	626.9	公 営 交 通	複線	30.6	—	30.6	第3セクター	複線	29.0	—	29.0	単線	2.6	49.4	52.0	小計	31.6	49.4	81.0	私 鉄	複線	170.8	—	170.8	単線	52.3	—	52.3	小計	223.1	—	223.1	合 計		773.9	157.7	931.6	区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(訂正)	1日平均乗降客数(訂正)	J R 西日本	山陽新幹線	新神戸駅	271本	15,262人	東海道本線	三ノ宮駅	596本	235,232人	山陽本線	姫路駅	323本	91,848人	福知山線	宝塚駅	341本	63,074人	播但線	播磨駅	83本	3,794人	阪急電鉄	神戸本線	三宮駅	507本	111,477人	阪神電鉄	本線	三宮駅	486本	96,802人	山陽電鉄	本線	明石駅	329本	27,680人	神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	397本	21,343人	<p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>
区 分	単・複	電 化	非電化	計																																																																																																											
J R 西日本	新幹線	115.0	—	115.0																																																																																																											
	在来線	複々線	49.6	—	49.6																																																																																																										
		複線	135.4	—	135.4																																																																																																										
		単線	188.6	138.3	326.9																																																																																																										
	小計	488.6	138.3	626.9																																																																																																											
公 営 交 通	複線	30.6	—	30.6																																																																																																											
第3セクター	複線	29.0	—	29.0																																																																																																											
	単線	2.6	49.4	52.0																																																																																																											
	小計	31.6	49.4	81.0																																																																																																											
私 鉄	複線	170.8	—	170.8																																																																																																											
	単線	52.3	—	52.3																																																																																																											
	小計	223.1	—	223.1																																																																																																											
合 計		773.9	157.7	931.6																																																																																																											
区 分	鉄道路線名	駅 名	1日当たりの運転本数(訂正)	1日平均乗降客数(訂正)																																																																																																											
J R 西日本	山陽新幹線	新神戸駅	271本	15,262人																																																																																																											
	東海道本線	三ノ宮駅	596本	235,232人																																																																																																											
	山陽本線	姫路駅	323本	91,848人																																																																																																											
	福知山線	宝塚駅	341本	63,074人																																																																																																											
	播但線	播磨駅	83本	3,794人																																																																																																											
阪急電鉄	神戸本線	三宮駅	507本	111,477人																																																																																																											
阪神電鉄	本線	三宮駅	486本	96,802人																																																																																																											
山陽電鉄	本線	明石駅	329本	27,680人																																																																																																											
神戸電鉄	有馬線	鈴蘭台駅	397本	21,343人																																																																																																											

頁	現 行	頁	修正案	対 応																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
17	<p>路線調査</p> <p>(2) 公営交通 (平成 17. 4. 1) 表 省略 出典：「平成 17 年度県土整備部概要 (資料編)」</p> <p>(3) 第 3 セクター (平成 17. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>電 化</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三木鉄道</td> <td>三木線</td> <td>三木</td> <td>鹿野</td> <td>4.1</td> <td>電</td> <td>昭和 48 年 4 月 1 日開業</td> </tr> <tr> <td>北条鉄道</td> <td>北条線</td> <td>北条町</td> <td>栗生</td> <td>13.6</td> <td>電</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北近畿タンゴ鉄道</td> <td>宮津線</td> <td>但馬三江 (西舞鶴)</td> <td>豊岡</td> <td>3.0 (13.6)</td> <td>非電化</td> <td>平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業</td> </tr> <tr> <td>豊前急行</td> <td>豊前線</td> <td>上野</td> <td>石(響屋)井</td> <td>27.1 (55.1)</td> <td>電</td> <td>平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道</td> <td>東西線</td> <td>西代</td> <td>阪急三宮・阪神元町</td> <td>(5.7, 5.0) 7.2</td> <td>電</td> <td>昭和 43 年 4 月 7 日開業</td> </tr> <tr> <td>神戸交通</td> <td>北神線</td> <td>新神戸</td> <td>谷上</td> <td>7.5</td> <td>電</td> <td>昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)</td> </tr> <tr> <td>神戸新交通</td> <td>ポートアイランド線</td> <td>三宮</td> <td>神戸空港</td> <td>10.5</td> <td>電</td> <td>昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業</td> </tr> <tr> <td>神戸新交通</td> <td>六甲アイランド線</td> <td>住吉</td> <td>マリナーズ</td> <td>4.5</td> <td>電</td> <td>平成 2 年 2 月 21 日開業</td> </tr> <tr> <td>関西鉄道</td> <td>JR東西線</td> <td>(水橋)</td> <td>尼崎</td> <td>(12.5)</td> <td>電</td> <td>県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7 社 18 線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>71.3</td> <td>-</td> <td>県内通過分合計 11.2km</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 17 年度県土整備部概要 (資料編)」</p>	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考	三木鉄道	三木線	三木	鹿野	4.1	電	昭和 48 年 4 月 1 日開業	北条鉄道	北条線	北条町	栗生	13.6	電		北近畿タンゴ鉄道	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (13.6)	非電化	平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業	豊前急行	豊前線	上野	石(響屋)井	27.1 (55.1)	電	平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km	神戸高速鉄道	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	(5.7, 5.0) 7.2	電	昭和 43 年 4 月 7 日開業	神戸交通	北神線	新神戸	谷上	7.5	電	昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)	神戸新交通	ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.5	電	昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業	神戸新交通	六甲アイランド線	住吉	マリナーズ	4.5	電	平成 2 年 2 月 21 日開業	関西鉄道	JR東西線	(水橋)	尼崎	(12.5)	電	県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業	計	7 社 18 線	-	-	71.3	-	県内通過分合計 11.2km	15	<p>路線調査</p> <p>(2) 公営交通 (平成 25. 4. 1) 表 省略 出典：「平成 25 年度県土整備部概要 (資料編)」</p> <p>(3) 第 3 セクター (平成 25. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>電 化</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北条鉄道</td> <td>北条線</td> <td>北条町</td> <td>栗生</td> <td>13.6</td> <td>電</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北近畿タンゴ鉄道</td> <td>宮津線</td> <td>但馬三江 (西舞鶴)</td> <td>豊岡</td> <td>3.0 (13.6)</td> <td>非電化</td> <td>平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業</td> </tr> <tr> <td>豊前急行</td> <td>豊前線</td> <td>上野</td> <td>石(響屋)井</td> <td>27.1 (55.1)</td> <td>電</td> <td>平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道</td> <td>東西線</td> <td>西代</td> <td>阪急三宮・阪神元町</td> <td>(5.7, 5.0) 7.2</td> <td>電</td> <td>昭和 43 年 4 月 7 日開業</td> </tr> <tr> <td>神戸交通</td> <td>北神線</td> <td>新神戸</td> <td>谷上</td> <td>7.5</td> <td>電</td> <td>昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)</td> </tr> <tr> <td>神戸新交通</td> <td>神戸新交通ポートアイランド線</td> <td>三宮</td> <td>神戸空港</td> <td>10.5</td> <td>電</td> <td>昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業</td> </tr> <tr> <td>神戸新交通</td> <td>神戸新交通六甲アイランド線</td> <td>住吉</td> <td>マリナーズ</td> <td>4.5</td> <td>電</td> <td>平成 2 年 2 月 21 日開業</td> </tr> <tr> <td>関西鉄道</td> <td>JR東西線</td> <td>(水橋)</td> <td>尼崎</td> <td>(12.5)</td> <td>電</td> <td>県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7 社 18 線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>71.1</td> <td>-</td> <td>県内通過分合計 81.0km</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 25 年度県土整備部概要 (資料編)」</p>	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考	北条鉄道	北条線	北条町	栗生	13.6	電		北近畿タンゴ鉄道	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (13.6)	非電化	平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業	豊前急行	豊前線	上野	石(響屋)井	27.1 (55.1)	電	平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km	神戸高速鉄道	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	(5.7, 5.0) 7.2	電	昭和 43 年 4 月 7 日開業	神戸交通	北神線	新神戸	谷上	7.5	電	昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)	神戸新交通	神戸新交通ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.5	電	昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業	神戸新交通	神戸新交通六甲アイランド線	住吉	マリナーズ	4.5	電	平成 2 年 2 月 21 日開業	関西鉄道	JR東西線	(水橋)	尼崎	(12.5)	電	県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業	計	7 社 18 線	-	-	71.1	-	県内通過分合計 81.0km	16	<p>路線調査</p> <p>(2) 公営交通 (平成 17. 4. 1) 表 省略 出典：「平成 17 年度県土整備部概要 (資料編)」</p> <p>(3) 第 3 セクター (平成 17. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>電 化</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>三木鉄道</td> <td>三木線</td> <td>三木</td> <td>鹿野</td> <td>4.1</td> <td>電</td> <td>昭和 48 年 4 月 1 日開業</td> </tr> <tr> <td>北条鉄道</td> <td>北条線</td> <td>北条町</td> <td>栗生</td> <td>13.6</td> <td>電</td> <td></td> </tr> <tr> <td>北近畿タンゴ鉄道</td> <td>宮津線</td> <td>但馬三江 (西舞鶴)</td> <td>豊岡</td> <td>3.0 (13.1)</td> <td>非電化</td> <td>平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業</td> </tr> <tr> <td>豊前急行</td> <td>豊前線</td> <td>上野</td> <td>石(響屋)井</td> <td>27.1 (55.1)</td> <td>電</td> <td>平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km</td> </tr> <tr> <td>神戸高速鉄道</td> <td>東西線</td> <td>西代</td> <td>阪急三宮・阪神元町</td> <td>5.7, 5.0 7.2</td> <td>電</td> <td>昭和 43 年 4 月 7 日開業</td> </tr> <tr> <td>神戸交通</td> <td>北神線</td> <td>新神戸</td> <td>谷上</td> <td>7.5</td> <td>電</td> <td>昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)</td> </tr> <tr> <td>神戸新交通</td> <td>ポートアイランド線</td> <td>三宮</td> <td>神戸空港</td> <td>10.5</td> <td>電</td> <td>昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業</td> </tr> <tr> <td>神戸新交通</td> <td>六甲アイランド線</td> <td>住吉</td> <td>マリナーズ</td> <td>4.5</td> <td>電</td> <td>平成 2 年 2 月 21 日開業</td> </tr> <tr> <td>関西鉄道</td> <td>JR東西線</td> <td>(水橋)</td> <td>尼崎</td> <td>(12.5)</td> <td>電</td> <td>県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>7 社 18 線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>71.3</td> <td>-</td> <td>県内通過分合計 11.2km</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 17 年度県土整備部概要 (資料編)」</p>	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考	三木鉄道	三木線	三木	鹿野	4.1	電	昭和 48 年 4 月 1 日開業	北条鉄道	北条線	北条町	栗生	13.6	電		北近畿タンゴ鉄道	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (13.1)	非電化	平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業	豊前急行	豊前線	上野	石(響屋)井	27.1 (55.1)	電	平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km	神戸高速鉄道	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	5.7, 5.0 7.2	電	昭和 43 年 4 月 7 日開業	神戸交通	北神線	新神戸	谷上	7.5	電	昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)	神戸新交通	ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.5	電	昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業	神戸新交通	六甲アイランド線	住吉	マリナーズ	4.5	電	平成 2 年 2 月 21 日開業	関西鉄道	JR東西線	(水橋)	尼崎	(12.5)	電	県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業	計	7 社 18 線	-	-	71.3	-	県内通過分合計 11.2km	17	<p>(4) 私鉄 (JR西日本を除く) (平成 17. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>電 化</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神電気鉄道</td> <td>本線</td> <td>杭瀬 (梅田)</td> <td>元町</td> <td>25.3 (32.1)</td> <td>電</td> <td>ただし県内通過分は 25.6km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>西大阪線</td> <td>大物 (西九条)</td> <td>尼崎</td> <td>0.9 (6.3)</td> <td>電</td> <td>ただし県内通過分は 1.6km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>武庫川線</td> <td>武庫川</td> <td>武庫川団地前</td> <td>1.7</td> <td>単</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5 社 16 線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>218.7</td> <td>-</td> <td>県内通過分合計 223.2km</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 17 年度県土整備部概要 (資料編)」</p> <p>(5) 普通索道 (ケーブルカー・ロープウェイ) (平成 17. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会社等</th> <th>区分</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六甲ケーブル</td> <td>索道</td> <td>六甲ケーブル下</td> <td>六甲山上</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫勢電鉄</td> <td>索道</td> <td>黒川</td> <td>ケーブル山</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(財)神戸市都市整備公社</td> <td>索道</td> <td>摩耶ケーブル</td> <td>紅屋</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>索道</td> <td>虹屋</td> <td>屋</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>索道</td> <td>六甲山頂</td> <td>有馬温泉</td> <td>2.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>索道</td> <td>北野 1 丁目</td> <td>布引ハーブ園</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫路市交通局</td> <td>索道</td> <td>磨 亭</td> <td>磨亭山上</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山陽電気鉄道</td> <td>索道</td> <td>須磨浦公園</td> <td>鉢伏山上</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>城崎観光</td> <td>索道</td> <td>城崎温泉</td> <td>大師山頂</td> <td>0.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 社 9 線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 17 年度県土整備部概要 (資料編)」</p>	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考	阪神電気鉄道	本線	杭瀬 (梅田)	元町	25.3 (32.1)	電	ただし県内通過分は 25.6km		西大阪線	大物 (西九条)	尼崎	0.9 (6.3)	電	ただし県内通過分は 1.6km		武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単		計	5 社 16 線	-	-	218.7	-	県内通過分合計 223.2km	会社等	区分	自	至	営業キロ (km)	備 考	六甲ケーブル	索道	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7		姫勢電鉄	索道	黒川	ケーブル山	0.6		(財)神戸市都市整備公社	索道	摩耶ケーブル	紅屋	0.9			索道	虹屋	屋	0.9			索道	六甲山頂	有馬温泉	2.8			索道	北野 1 丁目	布引ハーブ園	1.5		姫路市交通局	索道	磨 亭	磨亭山上	0.8		山陽電気鉄道	索道	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5		城崎観光	索道	城崎温泉	大師山頂	0.7		計	6 社 9 線	-	-	10.4		18	<p>(4) 私鉄 (JR西日本を除く) (平成 25. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>電 化</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>阪神電気鉄道</td> <td>本線</td> <td>杭瀬 (梅田)</td> <td>元町</td> <td>25.3 (32.1)</td> <td>電</td> <td>県内通過分は 25.6km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>なんば線</td> <td>大物 (大坂線)</td> <td>尼崎</td> <td>0.9 (10.1)</td> <td>電</td> <td>県内通過分は 1.6km</td> </tr> <tr> <td></td> <td>武庫川線</td> <td>武庫川</td> <td>武庫川団地前</td> <td>1.7</td> <td>単</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>5 社 16 線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>218.7</td> <td>-</td> <td>県内通過分合計 223.1km</td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 25 年度県土整備部概要 (資料編)」</p> <p>(5) 普通索道 (ケーブルカー・ロープウェイ) (平成 25. 4. 1)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事業者</th> <th>線名</th> <th>自</th> <th>至</th> <th>営業キロ (km)</th> <th>備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>六甲山観光</td> <td>索道</td> <td>六甲ケーブル下</td> <td>六甲山上</td> <td>1.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫勢電鉄</td> <td>索道</td> <td>黒川</td> <td>ケーブル山</td> <td>0.6</td> <td></td> </tr> <tr> <td>(一財)神戸市交通局</td> <td>索道</td> <td>摩耶ケーブル</td> <td>紅屋</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>索道</td> <td>索道</td> <td>虹屋</td> <td>屋</td> <td>0.9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>索道</td> <td>索道</td> <td>六甲山頂</td> <td>有馬温泉</td> <td>2.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>索道</td> <td>索道</td> <td>北野 1 丁目</td> <td>布引ハーブ園</td> <td>1.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>姫路市交通局</td> <td>索道</td> <td>磨 亭</td> <td>磨亭山上</td> <td>0.8</td> <td></td> </tr> <tr> <td>山陽電気鉄道</td> <td>索道</td> <td>須磨浦公園</td> <td>鉢伏山上</td> <td>0.5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>城崎観光</td> <td>索道</td> <td>城崎温泉</td> <td>大師山頂</td> <td>0.7</td> <td></td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>6 社 9 線</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>10.4</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成 25 年度県土整備部概要 (資料編)」</p>	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考	阪神電気鉄道	本線	杭瀬 (梅田)	元町	25.3 (32.1)	電	県内通過分は 25.6km		なんば線	大物 (大坂線)	尼崎	0.9 (10.1)	電	県内通過分は 1.6km		武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単		計	5 社 16 線	-	-	218.7	-	県内通過分合計 223.1km	事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備 考	六甲山観光	索道	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7		姫勢電鉄	索道	黒川	ケーブル山	0.6		(一財)神戸市交通局	索道	摩耶ケーブル	紅屋	0.9		索道	索道	虹屋	屋	0.9		索道	索道	六甲山頂	有馬温泉	2.8		索道	索道	北野 1 丁目	布引ハーブ園	1.5		姫路市交通局	索道	磨 亭	磨亭山上	0.8		山陽電気鉄道	索道	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5		城崎観光	索道	城崎温泉	大師山頂	0.7		計	6 社 9 線	-	-	10.4		19	<p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
三木鉄道	三木線	三木	鹿野	4.1	電	昭和 48 年 4 月 1 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
北条鉄道	北条線	北条町	栗生	13.6	電																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
北近畿タンゴ鉄道	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (13.6)	非電化	平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
豊前急行	豊前線	上野	石(響屋)井	27.1 (55.1)	電	平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸高速鉄道	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	(5.7, 5.0) 7.2	電	昭和 43 年 4 月 7 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸交通	北神線	新神戸	谷上	7.5	電	昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸新交通	ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.5	電	昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸新交通	六甲アイランド線	住吉	マリナーズ	4.5	電	平成 2 年 2 月 21 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
関西鉄道	JR東西線	(水橋)	尼崎	(12.5)	電	県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	7 社 18 線	-	-	71.3	-	県内通過分合計 11.2km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
北条鉄道	北条線	北条町	栗生	13.6	電																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
北近畿タンゴ鉄道	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (13.6)	非電化	平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
豊前急行	豊前線	上野	石(響屋)井	27.1 (55.1)	電	平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸高速鉄道	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	(5.7, 5.0) 7.2	電	昭和 43 年 4 月 7 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸交通	北神線	新神戸	谷上	7.5	電	昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸新交通	神戸新交通ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.5	電	昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸新交通	神戸新交通六甲アイランド線	住吉	マリナーズ	4.5	電	平成 2 年 2 月 21 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
関西鉄道	JR東西線	(水橋)	尼崎	(12.5)	電	県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	7 社 18 線	-	-	71.1	-	県内通過分合計 81.0km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
三木鉄道	三木線	三木	鹿野	4.1	電	昭和 48 年 4 月 1 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
北条鉄道	北条線	北条町	栗生	13.6	電																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
北近畿タンゴ鉄道	宮津線	但馬三江 (西舞鶴)	豊岡	3.0 (13.1)	非電化	平成 2 年 4 月 1 日開業 県内通過分は 7.4km 出立後二次開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
豊前急行	豊前線	上野	石(響屋)井	27.1 (55.1)	電	平成 6 年 12 月 3 日開業 県内通過分は 23.4km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸高速鉄道	東西線	西代	阪急三宮・阪神元町	5.7, 5.0 7.2	電	昭和 43 年 4 月 7 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸交通	北神線	新神戸	谷上	7.5	電	昭和 63 年 4 月 2 日開業 平成 14 年 1 月 1 日 (第三種鉄道)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸新交通	ポートアイランド線	三宮	神戸空港	10.5	電	昭和 56 年 2 月 5 日開業 平成 18 年 2 月 2 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
神戸新交通	六甲アイランド線	住吉	マリナーズ	4.5	電	平成 2 年 2 月 21 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
関西鉄道	JR東西線	(水橋)	尼崎	(12.5)	電	県内通過分は 1.2km 平成 9 年 3 月 8 日開業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
計	7 社 18 線	-	-	71.3	-	県内通過分合計 11.2km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
阪神電気鉄道	本線	杭瀬 (梅田)	元町	25.3 (32.1)	電	ただし県内通過分は 25.6km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	西大阪線	大物 (西九条)	尼崎	0.9 (6.3)	電	ただし県内通過分は 1.6km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
計	5 社 16 線	-	-	218.7	-	県内通過分合計 223.2km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
会社等	区分	自	至	営業キロ (km)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
六甲ケーブル	索道	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
姫勢電鉄	索道	黒川	ケーブル山	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(財)神戸市都市整備公社	索道	摩耶ケーブル	紅屋	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	索道	虹屋	屋	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	索道	六甲山頂	有馬温泉	2.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
	索道	北野 1 丁目	布引ハーブ園	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
姫路市交通局	索道	磨 亭	磨亭山上	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
山陽電気鉄道	索道	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
城崎観光	索道	城崎温泉	大師山頂	0.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計	6 社 9 線	-	-	10.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	電 化	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
阪神電気鉄道	本線	杭瀬 (梅田)	元町	25.3 (32.1)	電	県内通過分は 25.6km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	なんば線	大物 (大坂線)	尼崎	0.9 (10.1)	電	県内通過分は 1.6km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	武庫川線	武庫川	武庫川団地前	1.7	単																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
計	5 社 16 線	-	-	218.7	-	県内通過分合計 223.1km																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
事業者	線名	自	至	営業キロ (km)	備 考																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
六甲山観光	索道	六甲ケーブル下	六甲山上	1.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
姫勢電鉄	索道	黒川	ケーブル山	0.6																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
(一財)神戸市交通局	索道	摩耶ケーブル	紅屋	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
索道	索道	虹屋	屋	0.9																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
索道	索道	六甲山頂	有馬温泉	2.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
索道	索道	北野 1 丁目	布引ハーブ園	1.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
姫路市交通局	索道	磨 亭	磨亭山上	0.8																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
山陽電気鉄道	索道	須磨浦公園	鉢伏山上	0.5																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
城崎観光	索道	城崎温泉	大師山頂	0.7																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
計	6 社 9 線	-	-	10.4																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
19	<p>(6) 兵庫県内の鉄道路線図</p> 	17	<p>(6) 兵庫県内の鉄道路線図</p> 	<p>対応</p> <p>現状に合わせた時点修正</p>

頁 20 現 行

2 最近の鉄道事故の傾向
(2) 鉄道事故に関する最近の傾向

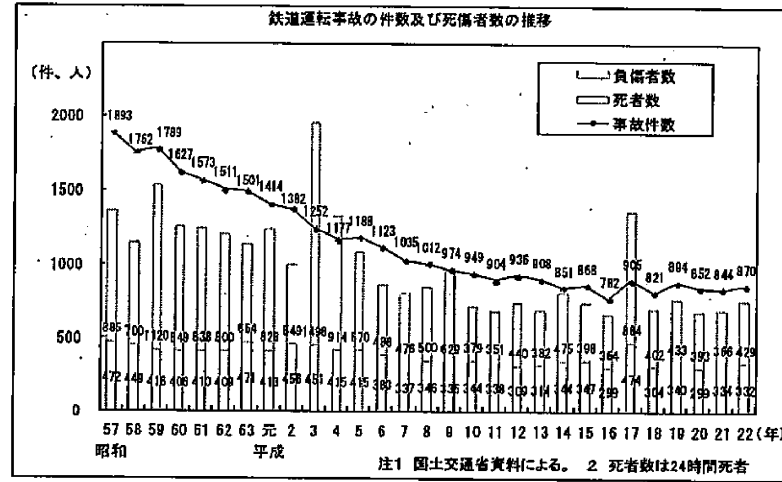


出典：第8次交通安全基本計画

3 過去の事故例
(2) その他の主な事故例
追加

頁 18 修 正 案

2 最近の鉄道事故の傾向
(2) 鉄道事故に関する最近の傾向



出典：第9次交通安全基本計画

3 過去の事故例
(2) その他の主な事故例

19

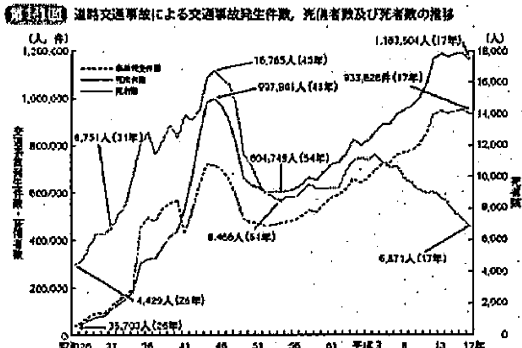
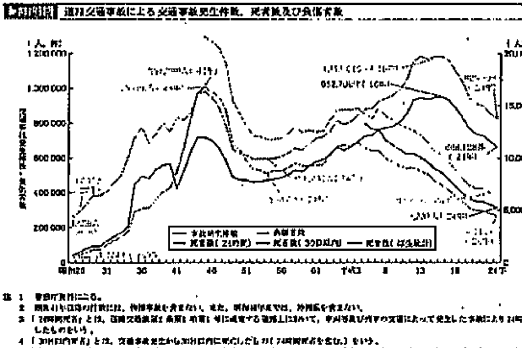
山陽新幹線 列車追突事故	2013.02.12	兵庫県川辺郡 荒瀬駅伊保駅	負傷者13名	午後3時49分ごろ山陽新幹線 川辺郡伊保駅西側駅外 に侵入し、上り特急列車と 衝突。先頭の2両が脱線し、 駅舎と衝突したとの。
-----------------	------------	------------------	--------	---

所管課からの修正意見に基づく修正

現状にあわせた時点修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
23	<p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第3款 道路の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 道路交通の概況</p> <p>兵庫県は、日本の標準時を定める東経135度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、本県の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。</p> <p>本県の道路は、実延長約35,309kmであり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道別の内訳は次のとおりである。</p>	20	<p>第3節 兵庫県内の空港、鉄道及び道路の整備状況等</p> <p>第3款 道路の整備状況等</p> <p>第2 内容</p> <p>1 道路交通の概況</p> <p>兵庫県は、日本の標準時を定める東経135度の子午線が通過していることが示すように、日本のほぼ中央部に位置し、本県の道路は、国内交通・輸送上重要な位置を占めている。</p> <p>本県の道路は、<u>実延長約36,490km</u>であり、高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道別の内訳は次のとおりである。</p>	現状にあわせた時点修正																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
	<p>兵庫県内道路種別現況 (平成16年4月1日現在、延長：km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法区分</th> <th>管 理 者 等</th> <th>実延長</th> <th>改良済</th> <th>改良率</th> <th>舗装延長</th> <th>舗装率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">高速国道</td> <td>日本道路公団</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名神高速</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>117.9</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>山陽自動車道</td> <td>103.4</td> <td>103.4</td> <td>100%</td> <td>103.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>舞鶴若狭道</td> <td>44.6</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>播磨道</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> <td>100%</td> <td>12.8</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>289.9</td> <td>289.9</td> <td>100%</td> <td>289.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般国道</td> <td rowspan="5">指定区間</td> <td>国土交通省直轄</td> <td>424.9</td> <td>424.9</td> <td>100%</td> <td>424.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明</td> <td>24.3</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明北線</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>本四道路</td> <td>78.6</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(神戸港湾自動車道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>533.4</td> <td>533.4</td> <td>100%</td> <td>533.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>指定区間外</td> <td>県</td> <td>894.9</td> <td>845.3</td> <td>94.5%</td> <td>889.7</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>37.6</td> <td>34.9</td> <td>92.8%</td> <td>37.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,465.9</td> <td>1,413.6</td> <td>96.4%</td> <td>1,460.7</td> <td>99.6%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,557.9</td> <td>1,413.3</td> <td>90.7%</td> <td>1,533.6</td> <td>98.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">県道</td> <td rowspan="2">主要</td> <td>県</td> <td>2,387.6</td> <td>1,625.5</td> <td>68.1%</td> <td>2,167.7</td> <td>90.8%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>75.3</td> <td>49.8</td> <td>66.1%</td> <td>66.9</td> <td>88.8%</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">一般</td> <td>阪高神戸西宮線</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪西宮線</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>32.3</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>14.3</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪池田線</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,358.2</td> <td>3,381.6</td> <td>77.6%</td> <td>4,039.1</td> <td>94.1%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>41.6</td> <td>41.6</td> <td>100%</td> <td>41.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">市町村道</td> <td rowspan="5">神戸市道</td> <td>主要市道</td> <td>5,110.0</td> <td>2,639.3</td> <td>51.6%</td> <td>3,449.4</td> <td>67.5%</td> </tr> <tr> <td>他の神戸市道</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸山手線</td> <td>24,031.6</td> <td>13,442.3</td> <td>55.9%</td> <td>20,201.8</td> <td>84.1%</td> </tr> <tr> <td>神戸市以外の87市町村道</td> <td>29,195.0</td> <td>16,135.0</td> <td>55.3%</td> <td>23,704.6</td> <td>81.2%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>35,309.0</td> <td>21,220.1</td> <td>60.1%</td> <td>29,554.3</td> <td>83.7%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成17年度県土整備部概要（資料編）」</p>		法区分		管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率	高速国道	日本道路公団						名神高速	11.2	11.2	100%	11.2	100%	中国自動車道	117.9	117.9	100%	117.9	100%	山陽自動車道	103.4	103.4	100%	103.4	100%	舞鶴若狭道	44.6	44.6	100%	44.6	100%	播磨道	12.8	12.8	100%	12.8	100%	計		289.9	289.9	100%	289.9	100%	一般国道	指定区間	国土交通省直轄	424.9	424.9	100%	424.9	100%	第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%	第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%	本四道路	78.6	78.6	100%	78.6	100%	(神戸港湾自動車道)						小計	533.4	533.4	100%	533.4	100%	指定区間外	県	894.9	845.3	94.5%	889.7	99.4%	神戸市	37.6	34.9	92.8%	37.6	100%	計	1,465.9	1,413.6	96.4%	1,460.7	99.6%	計	1,557.9	1,413.3	90.7%	1,533.6	98.4%	県道	主要	県	2,387.6	1,625.5	68.1%	2,167.7	90.8%	神戸市	75.3	49.8	66.1%	66.9	88.8%	一般	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%	阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%	阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%	阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%	阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%	計	4,358.2	3,381.6	77.6%	4,039.1	94.1%	計	41.6	41.6	100%	41.6	100%	市町村道	神戸市道	主要市道	5,110.0	2,639.3	51.6%	3,449.4	67.5%	他の神戸市道	3.3	3.3	100%	3.3	100%	阪高北神戸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%	阪高湾岸線	7.3	7.3	100%	7.3	100%	阪高神戸山手線	24,031.6	13,442.3	55.9%	20,201.8	84.1%	神戸市以外の87市町村道	29,195.0	16,135.0	55.3%	23,704.6	81.2%	計	35,309.0	21,220.1	60.1%	29,554.3	83.7%	総計						<p>兵庫県内道路種別現況 (平成24年4月1日現在、延長：km)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>法区分</th> <th>管 理 者 等</th> <th>実延長</th> <th>改良済</th> <th>改良率</th> <th>舗装延長</th> <th>舗装率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">高速国道</td> <td>西日本道路</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>名神高速</td> <td>11.2</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> <td>11.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>中国自動車道</td> <td>117.9</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> <td>117.9</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>山陽自動車道</td> <td>103.5</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> <td>103.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>舞鶴若狭道</td> <td>44.6</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> <td>44.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>播磨道</td> <td>12.8</td> <td>12.8</td> <td>100%</td> <td>12.8</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>鳥取道</td> <td>9.4</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> <td>9.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td></td> <td>290.4</td> <td>290.4</td> <td>100%</td> <td>290.4</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">一般国道</td> <td rowspan="5">指定区間</td> <td>国土交通省直轄</td> <td>467.7</td> <td>467.7</td> <td>100%</td> <td>467.7</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明</td> <td>24.3</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> <td>24.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>第二神明北線</td> <td>5.6</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> <td>5.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>本四道路</td> <td>78.6</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> <td>78.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>(神戸港湾自動車道)</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>小計</td> <td>566.2</td> <td>566.2</td> <td>100%</td> <td>566.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>指定区間外</td> <td>県</td> <td>890.6</td> <td>853.3</td> <td>95.8%</td> <td>885.5</td> <td>99.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>37.5</td> <td>34.9</td> <td>93.1%</td> <td>37.5</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,494.3</td> <td>1,454.4</td> <td>97.3%</td> <td>1,489.2</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>1,571.0</td> <td>1,446.9</td> <td>92.1%</td> <td>1,548.8</td> <td>98.6%</td> </tr> <tr> <td rowspan="10">県道</td> <td rowspan="2">主要</td> <td>県</td> <td>2,405.5</td> <td>1,701.8</td> <td>70.7%</td> <td>2,199.2</td> <td>91.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市</td> <td>93.4</td> <td>70.7</td> <td>75.7%</td> <td>85.1</td> <td>91.1%</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">一般</td> <td>阪高神戸西宮線</td> <td>25.3</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> <td>25.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪西宮線</td> <td>7.3</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> <td>7.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>32.3</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> <td>32.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>14.3</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> <td>14.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高大阪池田線</td> <td>2.6</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> <td>2.6</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>4,416.5</td> <td>3,632.0</td> <td>82.2%</td> <td>4,172.0</td> <td>94.5%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>42.2</td> <td>42.2</td> <td>100%</td> <td>42.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">市町村道</td> <td rowspan="5">神戸市道</td> <td>主要市道</td> <td>5,472.2</td> <td>3,116.7</td> <td>57.0%</td> <td>3,894.4</td> <td>71.2%</td> </tr> <tr> <td>他の神戸市道</td> <td>3.3</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> <td>3.3</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高北神戸線</td> <td>1.2</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> <td>1.2</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高湾岸線</td> <td>9.1</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> <td>9.1</td> <td>100%</td> </tr> <tr> <td>阪高神戸山手線</td> <td>24,751.8</td> <td>14,679.1</td> <td>59.3%</td> <td>21,396.8</td> <td>86.4%</td> </tr> <tr> <td>神戸市以外の87市町村道</td> <td>30,279.8</td> <td>17,851.6</td> <td>59.0%</td> <td>25,347.0</td> <td>83.7%</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>36,490.0</td> <td>21,333.6</td> <td>58.5%</td> <td>29,610.9</td> <td>81.1%</td> </tr> <tr> <td>総計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>出典：「平成25年度県土整備部概要（資料編）」</p>	法区分	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率	高速国道	西日本道路						名神高速	11.2	11.2	100%	11.2	100%	中国自動車道	117.9	117.9	100%	117.9	100%	山陽自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%	舞鶴若狭道	44.6	44.6	100%	44.6	100%	播磨道	12.8	12.8	100%	12.8	100%	鳥取道	9.4	9.4	100%	9.4	100%	計		290.4	290.4	100%	290.4	100%	一般国道	指定区間	国土交通省直轄	467.7	467.7	100%	467.7	100%	第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%	第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%	本四道路	78.6	78.6	100%	78.6	100%	(神戸港湾自動車道)						小計	566.2	566.2	100%	566.2	100%	指定区間外	県	890.6	853.3	95.8%	885.5	99.4%	神戸市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100%	計	1,494.3	1,454.4	97.3%	1,489.2	99.7%	計	1,571.0	1,446.9	92.1%	1,548.8	98.6%	県道	主要	県	2,405.5	1,701.8	70.7%	2,199.2	91.4%	神戸市	93.4	70.7	75.7%	85.1	91.1%	一般	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%	阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%	阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%	阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%	阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%	計	4,416.5	3,632.0	82.2%	4,172.0	94.5%	計	42.2	42.2	100%	42.2	100%	市町村道	神戸市道	主要市道	5,472.2	3,116.7	57.0%	3,894.4	71.2%	他の神戸市道	3.3	3.3	100%	3.3	100%	阪高北神戸線	1.2	1.2	100%	1.2	100%	阪高湾岸線	9.1	9.1	100%	9.1	100%	阪高神戸山手線	24,751.8	14,679.1	59.3%	21,396.8	86.4%	神戸市以外の87市町村道	30,279.8	17,851.6	59.0%	25,347.0	83.7%	計	36,490.0	21,333.6	58.5%	29,610.9	81.1%	総計		
法区分	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
高速国道	日本道路公団																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	名神高速	11.2	11.2	100%	11.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	中国自動車道	117.9	117.9	100%	117.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	山陽自動車道	103.4	103.4	100%	103.4	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	舞鶴若狭道	44.6	44.6	100%	44.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
播磨道	12.8	12.8	100%	12.8	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
計		289.9	289.9	100%	289.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般国道	指定区間	国土交通省直轄	424.9	424.9	100%	424.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		本四道路	78.6	78.6	100%	78.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		(神戸港湾自動車道)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	小計	533.4	533.4	100%	533.4	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	指定区間外	県	894.9	845.3	94.5%	889.7	99.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	神戸市	37.6	34.9	92.8%	37.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	計	1,465.9	1,413.6	96.4%	1,460.7	99.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	計	1,557.9	1,413.3	90.7%	1,533.6	98.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
県道	主要	県	2,387.6	1,625.5	68.1%	2,167.7	90.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		神戸市	75.3	49.8	66.1%	66.9	88.8%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	一般	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		計	4,358.2	3,381.6	77.6%	4,039.1	94.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		計	41.6	41.6	100%	41.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	市町村道	神戸市道	主要市道	5,110.0	2,639.3	51.6%	3,449.4	67.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
他の神戸市道			3.3	3.3	100%	3.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
阪高北神戸線			1.2	1.2	100%	1.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
阪高湾岸線			7.3	7.3	100%	7.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
阪高神戸山手線			24,031.6	13,442.3	55.9%	20,201.8	84.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
神戸市以外の87市町村道		29,195.0	16,135.0	55.3%	23,704.6	81.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	35,309.0	21,220.1	60.1%	29,554.3	83.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
総計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	
法区分	管 理 者 等	実延長	改良済	改良率	舗装延長	舗装率																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
高速国道	西日本道路																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
	名神高速	11.2	11.2	100%	11.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	中国自動車道	117.9	117.9	100%	117.9	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	山陽自動車道	103.5	103.5	100%	103.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	舞鶴若狭道	44.6	44.6	100%	44.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
播磨道	12.8	12.8	100%	12.8	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
鳥取道	9.4	9.4	100%	9.4	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
計		290.4	290.4	100%	290.4	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
一般国道	指定区間	国土交通省直轄	467.7	467.7	100%	467.7	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第二神明	24.3	24.3	100%	24.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		第二神明北線	5.6	5.6	100%	5.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		本四道路	78.6	78.6	100%	78.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		(神戸港湾自動車道)																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																															
	小計	566.2	566.2	100%	566.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	指定区間外	県	890.6	853.3	95.8%	885.5	99.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	神戸市	37.5	34.9	93.1%	37.5	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	計	1,494.3	1,454.4	97.3%	1,489.2	99.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
	計	1,571.0	1,446.9	92.1%	1,548.8	98.6%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
県道	主要	県	2,405.5	1,701.8	70.7%	2,199.2	91.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		神戸市	93.4	70.7	75.7%	85.1	91.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	一般	阪高神戸西宮線	25.3	25.3	100%	25.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		阪高大阪西宮線	7.3	7.3	100%	7.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		阪高北神戸線	32.3	32.3	100%	32.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		阪高湾岸線	14.3	14.3	100%	14.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		阪高大阪池田線	2.6	2.6	100%	2.6	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		計	4,416.5	3,632.0	82.2%	4,172.0	94.5%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
		計	42.2	42.2	100%	42.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
	市町村道	神戸市道	主要市道	5,472.2	3,116.7	57.0%	3,894.4	71.2%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
他の神戸市道			3.3	3.3	100%	3.3	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
阪高北神戸線			1.2	1.2	100%	1.2	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
阪高湾岸線			9.1	9.1	100%	9.1	100%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
阪高神戸山手線			24,751.8	14,679.1	59.3%	21,396.8	86.4%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																										
神戸市以外の87市町村道		30,279.8	17,851.6	59.0%	25,347.0	83.7%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
計	36,490.0	21,333.6	58.5%	29,610.9	81.1%																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
総計																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
24	<p>2 県内の高速道路、一般国道等の路線図</p>	21	<p>2 県内の高速道路、一般国道等の路線図</p> <p>【兵庫県の基幹道路ネットワーク図】</p>	<p>現状に合わせた時点修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
25	<p>3 最近の交通事故の傾向</p> <p>(2) 最近の傾向</p> <p>人身事故の長期的推移をみると、戦後、昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは、死傷者数が著しく増大しており、26年から45年までに死傷者数は35,703人から997,861人へ、死者数は4,429人から16,765人へと増加している。その後、国を挙げての交通安全対策が進められた結果、平成17年の交通事故死者数は6,871人となり、昭和31年以来49年ぶりに6千人台まで減少するに至った。また、死傷者数については、交通安全に関する諸対策により、昭和45年の997,861人から54年には604,748人に減少させることができた。その後、年間交通事故死者数が増勢に転じた55年を基準とすると、平成17年の死傷者数は1.92倍になっており、自動車保有台数の2.03倍、運転免許保有者数の1.83倍にほぼ比例して増加している。なお、平成17年中の死傷者数は1,163,504人と3年ぶりに前年を下回ったものの、依然として高水準にある。</p> <p>交通事故死者数を人口10万人当たりで見ると、昭和45年まで年とともに増加し、同年には16.2人となったが、46年以降は減少に転じ、54年には7.3人にまで減少した。その後再び増加したが、平成4年以降は減少し、平成17年には5.4人となっている。自動車1万台当たりの交通事故死者数及び自動車1億走行キロ当たりの交通事故死者数については、昭和50年代半ばまで順調に減少してきたが、その後は漸減傾向が続いている。</p>  <p>出典：「平成18年版交通安全白書」</p>	22	<p>3 最近の交通事故の傾向</p> <p>(2) 最近の傾向</p> <p>人身事故の長期的推移をみると、戦後、昭和20年代後半から40年代半ばごろまでは、死傷者数が著しく増大しており、26年から45年までに負傷者数は31,274人から981,096人へ、死者数は4,429人から16,765人へと増加している。その後、国を挙げての交通安全対策が進められた結果、平成24年の交通事故死者数は4,411人となり、3年連続で5,000人を下回り、過去最悪であった昭和45年の1万6,765人の3割以下とすることができた。また、死傷者数については、交通安全に関する諸対策により、昭和45年の997,861人から52年には602,156人に減少させることができた。その後、年間交通事故死者数が増勢に転じた55年を基準とすると、平成24年の死傷者数は1.38倍になっており、自動車保有台数の2.11倍、運転免許保有者数の1.90倍となっている。なお、平成24年中の死傷者数は829,807人と8年連続で減少したものの、依然として高水準にある。</p> <p>交通事故死者数を人口10万人当たりで見ると、昭和45年まで年とともに増加し、同年には16.2人となったが、46年以降は減少に転じ、平成に入り、一時増加したものの、平成4年以降は減少し、平成24年には3.5人となっている。自動車1万台当たりの交通事故死者数及び自動車1億走行キロ当たりの交通事故死者数については、昭和50年代半ばまで順調に減少してきたが、その後は漸減傾向が続いている。</p>  <p>出典：「平成25年版交通安全白書」</p>	現状にあわせた時点修正

頁	現 行
26	<p>平成 17 年中の事故類型別に交通死亡事故発生件数をみると、車両相互事故が最も多く(47.0%)、以下、人对車両(30.3%)、車両単独(21.9%)、列車(0.8%)となっている。さらに、細分類でみると、<u>出会い頭衝突(16.5%)、工作物衝突(15.8%)、その他横断中(横断歩道・横断歩道付近以外での横断中)(13.4%)、正面衝突(12.9%)</u>の割合が高くなっている。</p> <p>出典：「平成 18 年版交通安全白書」</p> <p>また、道路別では、高速道路における死亡事故数は、平成 17 年で 1 億走行台キロ当たり、9.7 件であった。これは、高速道路は自動車専用の道路であり、原則として上下線が分離されていることから事故率が低いと考えられる。しかし、高速道路は高速走行となるため、わずかな運転上のミスが事故に結びつきやすく、しかも一度事故が発生すると、被害が大きく関係車両や死者数も多数に及ぶ重大事故に発展することが多い。このため、交通事故発生件数に占める死亡事故件数の割合(死亡事故率)は、その他の道路の約 2.3 倍となっている。</p> <p>5 過去の事故例 追加</p>
27	

頁	修 正 案	対 応																				
23	<p>平成 24 年中の事故類型別に交通死亡事故発生件数をみると、<u>車両相互事故が最も多く(41.8%)、以下、人对車両(36.6%)、車両単独(20.5%)、列車(1.1%)</u>となっている。さらに、<u>細分類でみると、出会い頭衝突(14.7%)、工作物衝突(12.9%)、その他横断中(横断歩道・横断歩道付近以外での横断中)(18.1%)</u>の割合が高くなっている。</p> <p>出典：「平成 25 年版交通安全白書」</p> <p>また、道路別では、高速道路における死亡事故数は、平成 24 年で 1 億走行台キロ当たり、7.5 件であった。これは、高速道路は自動車専用の道路であり、<u>平面交差がない</u>ことから事故率が低いと考えられる。しかし、高速道路は高速走行となるため、わずかな運転上のミスが事故に結びつきやすく、しかも一度事故が発生すると、被害が大きく関係車両や死者数も多数に及ぶ重大事故に発展することが多い。このため、交通事故発生件数に占める死亡事故件数の割合(死亡事故率)は、その他の道路の約 2.8 倍となっている。</p> <p>5 過去の事故例</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 25%;">中央自動車道</td> <td style="width: 10%;">2012.12.02</td> <td style="width: 25%;">中央自動車道</td> <td style="width: 40%;">死者9名</td> </tr> <tr> <td>笹子トンネル</td> <td></td> <td>(土曜)</td> <td>負傷者2名</td> </tr> <tr> <td>天日橋下り事故</td> <td></td> <td>大月IC～</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>藤沢ICの</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>笹子トンネル内</td> <td></td> </tr> </table> <p>午前8時30分頃、西トンネル上り線側 760m 付近、壁面から落下したトンネル壁面破片 7m のトンネル内でトンネルに突っ込み落下。車内3名が緊急入院したとの。</p>	中央自動車道	2012.12.02	中央自動車道	死者9名	笹子トンネル		(土曜)	負傷者2名	天日橋下り事故		大月IC～				藤沢ICの				笹子トンネル内		<p>現状にあわせた時点修正</p> <p>現状にあわせた時点修正</p>
中央自動車道	2012.12.02	中央自動車道	死者9名																			
笹子トンネル		(土曜)	負傷者2名																			
天日橋下り事故		大月IC～																				
		藤沢ICの																				
		笹子トンネル内																				
24																						

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
30	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針</p> <p>別記第1 航空災害関係主要国内法体系</p> <p>(航空法関係) — 航空法 (昭和27年7月15日法律第231号) — 自衛隊法 (昭和29年6月9日法律第11号) — 周辺事態に際して我が国の安全を確保するための措置に関する法律 (平成11年5月28日法律第80号)</p> <p>-----</p> <p>(空港関係) — 空港整備法 (昭和31年4月20日法律第283号) — 空港整備特別会計法 (昭和45年4月17日法律第25号) — 関西国際空港株式会社法 (昭和59年6月30日法律第53号)</p> <p>-----</p> <p>(製造事業関係) — 航空機製造事業法 (昭和27年7月16日法律第237号)</p> <p>-----</p> <p>(条約関係) — 国際民間航空条約 (昭和28年10月8日条約第21号) — 国際航空業務並置協定 (昭和28年10月29日条約第29号) — 国際航空運送についてある規則の統一に関する条約 (昭和28年8月12日条約第17号)</p> <p>-----</p> <p>(行政組織関係) — 国土交通省設置法 (平成11年7月16日法律第100号) — 独立行政法人航空大学校法 (平成11年12月22日法律第15号) — 航空・鉄道事故調査委員会設置法 (昭和48年10月12日法律第113号)</p> <p>-----</p> <p>(その他) — 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和42年8月1日法律第110号) — 高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成12年5月17日法律第8号) — 航空機の強取等の処罰に関する法律 (昭和45年5月18日法律第68号) — 航空への危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 (昭和49年6月19日法律第87号) — 航空機内で行われる犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律 (昭和45年6月1日法律第112号)</p>	26	<p>第2編 災害予防計画 第1章 基本方針</p> <p>別記第1 航空災害関係主要国内法体系</p> <p>(航空法関係) — 航空法 (昭和27年7月15日法律第231号) — 自衛隊法 (昭和29年6月9日法律第11号) — 周辺事態に際して我が国の安全を確保するための措置に関する法律 (平成11年5月28日法律第80号)</p> <p>-----</p> <p>(空港関係) — 空港法 (昭和31年4月20日法律第283号) — 特別会計に関する法律 (平成19年3月31日法律第23号) — <u>関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律 (平成23年5月25日法律第54号)</u></p> <p>-----</p> <p>(製造事業関係) — 航空機製造事業法 (昭和27年7月16日法律第237号)</p> <p>-----</p> <p>(条約関係) — 国際民間航空条約 (昭和28年10月8日条約第21号) — 国際航空業務並置協定 (昭和28年10月29日条約第29号) — 国際航空運送についてある規則の統一に関する条約 (昭和28年8月12日条約第17号)</p> <p>-----</p> <p>(行政組織関係) — 国土交通省設置法 (平成11年7月16日法律第100号) — 独立行政法人航空大学校法 (平成11年12月22日法律第15号) — <u>運輸安全委員会設置法 (昭和48年10月12日法律第113号)</u></p> <p>-----</p> <p>(その他) — 公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律 (昭和42年8月1日法律第110号) — 高齢者・身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律 (平成12年5月17日法律第8号) — 航空機の強取等の処罰に関する法律 (昭和45年5月18日法律第68号) — 航空への危険を生じさせる行為等の処罰に関する法律 (昭和49年6月19日法律第87号) — 航空機内で行われる犯罪その他ある種の行為に関する条約第十三条の規定の実施に関する法律 (昭和45年6月1日法律第112号)</p>	<p>関係機関からの修正 意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
35	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保</p> <p>第1節 交通の安全のための情報の充実</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、県県民政策部地域協働局、県企画管理部災害対策局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、県民局、市町、空港管理者、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実</p> <p>(1) 大阪航空局及び空港管理者は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供することとする。</p> <p>3 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>(1) 道路管理者は、神戸海洋気象台による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、神戸海洋気象台と協力して、情報を活用できる体制の整備を図ることとする。</p> <p>4 気象情報等の充実</p>	31	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保</p> <p>第1節 交通の安全のための情報の充実</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、<u>県企画県民部</u>、<u>県企画県民部災害対策局</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県警察本部</u>、<u>県民局・県民センター</u>、市町、空港管理者、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 航空交通の安全のための情報の充実</p> <p>(1) 大阪航空局及び空港管理者は、航空路誌、ノータム等により航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供することとする。</p> <p><u>ここでいう空港管理者とは、空港管理事務所又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する法律及び民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律により運営権を設定されている場合は運営権者のことであり、以後も同様とする。</u></p> <p>3 道路交通の安全のための情報の充実</p> <p>(1) 道路管理者は、<u>神戸地方気象台</u>による気象、地象、水象に関する情報を有効に活用するため、<u>神戸地方気象台</u>と協力して、情報を活用できる体制の整備を図ることとする。</p> <p>4 気象情報等の充実</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>組織名変更による修正</p>
36	<p>大阪管区気象台（神戸海洋気象台）は、航空交通、鉄道交通及び道路交通の安全に係る気象、地象及び水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況又は予・警報等の情報を適時・的確に発表することとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図ることとする。</p>	32	<p>大阪管区気象台（<u>神戸地方気象台</u>）は、航空交通、鉄道交通及び道路交通の安全に係る気象、地象及び水象の現象を的確に観測し、これらに関する実況又は予・警報等の情報を適時・的確に発表することとする。また、発表情報の内容の改善、情報を迅速かつ適切に収集・連絡するための体制並びに施設及び設備の充実を図ることとする。</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
37	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保</p> <p>第2節 安全な運航（運行）の確保</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、県民政策部地域協働局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等]</p>	33	<p>第2編 災害予防計画 第2章 交通の安全性の確保</p> <p>第2節 安全な運航（運行）の確保</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、<u>県企画県民部</u>、<u>県県土整備部県土企画局</u>、<u>県県土整備部土木局</u>、<u>県警察本部</u>、市町、航空運送事業者、鉄道事業者等]</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
41	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、 県企画管理部災害対策局、県民局、県警察本部、市町、消防 本部、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等〕</p> <p>第2節 災害応急活動体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 職員の体制</p> <p>(1) 県の体制</p> <p>県は、災害発生時における職員の体制について、夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、エマージェンシーコール等を使った参集体制等をあらかじめ取りまとめておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底することとする。また、県は、災害発生時に必要に応じて市町（災害対策本部及び発災現場）へ派遣し、情報収集・伝達や調整等にあたる要員を事前に定め、明確な役割と連絡手段を付与することとする。</p>	37	<p>第2編 災害予防計画 第3章 災害応急対策への備えの充実</p> <p>第1節 情報の収集・伝達体制の整備</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、 <u>県企画</u>県民部災害対策局、<u>県民局</u>・<u>県民センター</u>、県警察本部、市町、消防本部、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、<u>空港管理者</u>等〕</p> <p>第2節 災害応急活動体制の整備</p> <p>第2 内容</p> <p>1 職員の体制</p> <p>(1) 県の体制</p> <p>県は、災害発生時における職員の体制について、夜間、休日に災害が発生した場合における電話連絡網、<u>緊急通報システム</u>等を使った参集体制等をあらかじめ取りまとめておくこととし、職員に対しては定期的な訓練を通じ、周知徹底することとする。また、県は、災害発生時に必要に応じて市町（災害対策本部及び発災現場）へ派遣し、情報収集・伝達や調整等にあたる要員を事前に定め、明確な役割と連絡手段を付与することとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>
43	<p>2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(5) 県及び大阪空港事務所長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。</p>	38	<p>2 防災関係機関相互の連携体制</p> <p>(5) 県及び<u>新関西国際空港株式会社伊丹空港</u>本部長は、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先を徹底しておく等必要な準備を整えておくこととする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
45	<p>第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>[実施機関：近畿厚生局、大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者]</p>	40	<p>第3節 搜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え</p> <p>[実施機関：近畿厚生局、大阪航空局、近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、医療機関、空港管理者、鉄道運送事業者、道路管理者]</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>
46	<p>第2 内容</p> <p>3 医療活動関係</p> <p>(3) 一部 略</p>	41	<p>第2 内容</p> <p>3 医療活動関係</p> <p>(3) 一部 略</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
	<p>また、平時から消防本部は、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備することとする。</p> <p>(4) 県は、災害救急医療システムの充実を、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、消防本部等からの問い合わせに応じて全県の搬送先の調整を行うことを検討することとする。</p> <p>一部 略</p> <p>(5) 県は、災害拠点病院救護班を機動性を持つ医療チーム（兵庫県版DMAT）として位置づけ、その運用方法を定めるとともに、通信用機器、衛星携帯電話、簡易心電図モニター、共通ユニホームなどの資機材を整備し、特別な訓練を実施することとする。</p> <p>(6) 県は、状況によっては、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに救護班の派遣を行うことができるようにするとともに、その場合は、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。</p> <p>(7) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに災害医療現場における各救護班に対する指導権限を持つ方向で役割を明確にすることとする。</p> <p>(8) 医療機関、消防機関、県警察本部等は、自動車からの…</p> <p>(9) 県は、消防機関又は医療機関からの照会に応じ、多発…</p> <p>(10) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練…</p>		<p>また、平時から消防本部は、災害拠点病院等の医療機関との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備することとする。</p> <p>(4) 県は、災害救急医療システムの充実を、災害医療センターの整備に併せて行うとともに、同センターにおいて夜間等も含めて、<u>必要に応じて搬送先の調整を行うこととする。</u></p> <p>一部 略</p> <p>削除</p> <p>(5) 県は、災害拠点病院が初動時に、自らの判断に基づき、速やかに<u>兵庫DMAT等の派遣を行った場合でも状況によって、県からの要請に基づいた派遣・活動として扱うこととする。</u></p> <p>(6) 県は、災害拠点病院の医師に、災害医療コーディネーターを委嘱し、初動時に院内調整や自主判断による救護班の派遣、さらに<u>被災地における被災患者の搬送先や救護班等の派遣及び受入調整等の役割を担うことを明確にすることとする。</u></p> <p>(7) 医療機関、消防機関、県警察本部等は、自動車からの…</p> <p>(8) 県は、消防機関又は医療機関からの照会に応じ、多発…</p> <p>(9) 県、市町等は、県広域防災センターに「がれき救助訓練…</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
47	<p>DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 大地震及び航空機・列車事故といった災害 時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。 兵庫県版DMATは、日本DMATが概ね48時間以内の活動開始を想定しているのに対し、県内及び近隣府県にて発生した災害等に、より機動的に、より現場に近い場所から医療を提供し、少しでも医療不在の状況を減少させるために組織。 	41	<p>DMAT (Disaster Medical Assistance Team) とは</p> <ul style="list-style-type: none"> 大地震及び航空機・列車事故といった災害 時に被災地に迅速に駆けつけ、救急治療を行うための厚生労働省の認めた専門的な訓練を受けた医療チーム。 広域医療搬送、病院支援、域内搬送、現場活動等が主な活動。 <p>削除</p>	他の災害編と書きぶりを統一
48	<p>第4節 緊急輸送活動等への備え</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、海上保安本部、県企画管理部災害対策局、県国土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、鉄道事業者、道路管理者]</p> <p>第2 内容</p> <p>4 復旧への備え</p> <ol style="list-style-type: none"> 鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めることとする。 道路管理者は、施設、整備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することとする。 道路管理者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに、資料の被災を回避するため、複製を別途保存するよう努めることとする。 <p>5 再発防止対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 大阪航空局又は近畿運輸局は、航空・鉄道事故調査委員会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図ることとする。 	42	<p>第4節 緊急輸送活動等への備え</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、海上保安本部、県企画県民部災害対策局、県企画県民部防災企画局、県国土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、鉄道事業者、道路管理者]</p> <p>第2 内容</p> <p>4 復旧への備え</p> <ol style="list-style-type: none"> 鉄道事業者は、円滑な災害復旧を図るため、あらかじめ施設、車両の構造図等の資料を整備するよう努めることとする。 道路管理者は、施設、設備の被害情報の把握及び応急復旧を行うため、あらかじめ体制、資機材を整備することに併せて、円滑な災害復旧を図るため、重要な所管施設の構造図等の資料を整備し、資料の被災を回避するために複製を別途保存するよう努めることとする。 <p>5 再発防止対策の推進</p> <ol style="list-style-type: none"> 大阪航空局又は近畿運輸局は、運輸安全委員会の勧告及び建議等を踏まえて、同種事故の再発防止のために、必要な安全対策の実施を図ることとする。 	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>国防災基本計画にあわせた修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
50	<p>第5節 雑踏事故の予防</p> <p>[実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防本部、県警察本部、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県病院局、市町、地区医師会、医療機関等]</p>	44	<p>第5節 雑踏事故の予防</p> <p>[実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防本部、県警察本部、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県病院局、市町、地区医師会、医療機関等]</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>
52	<p>第6節 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>4 事後評価</p> <p>各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行うこととする。</p>	46	<p>第6節 防災関係機関の防災訓練の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>4 事後評価</p> <p>各機関は、<u>訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行うこととする。</u></p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
	<p>追加</p>	47	<p>第7節 災害ボランティア活動の支援体制の整備</p> <p>[実施機関：県企画県民部、県企画県民部防災企画局、市町]</p> <p>第1 趣旨</p> <p><u>大規模な災害が発生し、救援活動が広範囲又は長期に及ぶ場合など、円滑な災害応急活動の推進にボランティアの参画が必要な場合を想定し、平時からの災害ボランティア活動の支援体制の整備について定める。</u></p> <p>第2 内容</p> <p>1 災害ボランティア活動の環境整備</p> <p>(1) 災害ボランティア活動支援マニュアルの作成</p> <p><u>県は「災害ボランティア活動支援指針」を充実させるとともに、市町マニュアルのモデルを作成し、市町におけるマニュアル整備の促進を図ることとする。</u></p> <p><u>また、市町はこれらを参考に、市町災害ボランティア活動支援マニュアル等を作成することとする。</u></p>	<p>他の災害編にあわせた追加</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	47	<p><u>(2) 受入体制の整備</u> <u>県、市町は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努めることとする。</u></p> <p>① <u>ボランティア団体等とのネットワークの構築</u> ② <u>災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援</u> ③ <u>災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上</u></p> <p>また、県、市町は、地域防災計画の作成にあたり、<u>社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努めることとする。</u></p> <p><u>(3) ボランティア活動の支援拠点の整備</u> <u>県、市町は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、県域、市町域単位で、ボランティア活動の支援拠点の整備に努めることとする。</u></p> <p>なお、県においては、<u>県民ボランタリー活動の全県的支援拠点であるひょうごボランタリープラザにおいて、地域支援拠点や中間支援組織に対する支援や情報ネットワークの基盤強化をコンセプトに、交流・ネットワーク、情報の提供、相談、人材育成等の支援事業を展開することとする。</u></p> <p>(ひょうごボランタリープラザ) ・開 設 平成14年6月1日 ・場 所 神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸外灘ビル6階 ・事業内容 交流・ネットワークの支援、情報の提供・相談、活動資金支援、人材育成、調査研究</p>	他の災害編にあわせて追加

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	追加	47	<p><u>(4) 資機材等の確保等</u> <u>県及び市町は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備することとする。</u> <u>また、県、市町は、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めることとする。</u></p> <p><u>(5) 災害ボランティア支援団体との平時からのネットワークづくり</u> <u>ひょうごボランティアプラザは、災害救援NPOや災害ボランティア支援関係機関等を構成員とする「災害救援ボランティア活動支援関係団体連絡会議」を設置し、平常時からの顔の見えるネットワークを強化することとする。</u></p>	他の災害編にあわせて追加
		48	<p><u>2 市町地域防災計画で定めるべき事項</u></p> <p><u>(1) 災害ボランティアの受入体制の整備</u></p> <p><u>① 災害ボランティアの受入・紹介窓口（災害ボランティアセンター）の開設</u></p> <p><u>② 上記窓口開設の主体（市町、第三者的な機関）の明確化</u></p> <p><u>③ 上記窓口開設に際しての施設場所の提供、運営に際しての職員の派遣等の協力・連携</u></p> <p><u>(2) 災害ボランティアの活動環境の整備</u></p> <p><u>① 災害ボランティアに貸し出せる資機材の把握、災害時の円滑な使用許可・貸出等の迅速かつ柔軟な手続きの整備</u></p> <p><u>② 災害ボランティアの受入れについて、平時から自主防災組織等住民との円滑な関係づくり</u></p> <p><u>(3) 災害ボランティア等の確保</u> <u>被災地域におけるボランティアニーズの把握と、災害ボランティア確保のための災害ボランティアセンター、各ボランティア団体への情報提供などの各種支援</u></p> <p><u>(4) その他必要な事項</u></p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
53	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針</p> <p>2 各機関の応急対策の概要 (i) 航空災害</p> <p>航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省及び県に連絡することとする。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。</p> <p>また、機長は、旅客の救助及び、地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止に必要な手段を尽くすこととする。（航空法第75条）</p> <p>さらに必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁）、県、市町等は、捜索、救助、消火、医療活動等を実施することとする。</p>	49	<p>第3編 災害応急対策計画 第1章 基本方針</p> <p>2 各機関の応急対策の概要 (i) 航空災害</p> <p>航空運送事業者は、自己の運搬する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には、速やかにその情報を国土交通省・空港管理者及び県に連絡することとする。国土交通省は、航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合、事故情報等の連絡を官邸（内閣情報調査室）、関係省庁（内閣府、警察庁、防衛庁、海上保安庁、消防庁、気象庁等）、県及び関係指定公共機関に行うこととする。県は、入手した情報を関係市町、関係機関等へ連絡することとする。</p> <p>また、機長は、旅客の救助及び、地上又は水上の人又は物件に対する危難の防止に必要な手段を尽くすこととする。（航空法第75条）</p> <p>さらに必要に応じ、国（警察庁、消防庁、防衛庁、海上保安庁）、県、市町等は、捜索、救助、消火、医療活動等を実施することとする。</p>	関係機関からの修正意見に基づく修正

3 応急対策の主な流れ
 (1) 航空災害
 ② 大阪国際空港周辺（伊丹市内）における航空機の墜落等の場合

56

事項	国	県	伊丹市（伊丹市）	医療機関等
事故等の発生	事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達	事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達	事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達	事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達
関係機関等との連携	関係機関等との連携 ・関係機関等との連携 ・関係機関等との連携	関係機関等との連携 ・関係機関等との連携 ・関係機関等との連携	関係機関等との連携 ・関係機関等との連携 ・関係機関等との連携	関係機関等との連携 ・関係機関等との連携 ・関係機関等との連携
救助	救助 ・救助 ・救助	救助 ・救助 ・救助	救助 ・救助 ・救助	救助 ・救助 ・救助
消火	消火 ・消火 ・消火	消火 ・消火 ・消火	消火 ・消火 ・消火	消火 ・消火 ・消火

52

3 応急対策の主な流れ
 (1) 航空災害
 ② 大阪国際空港周辺（伊丹市内）における航空機の墜落等の場合

事項	国	県	伊丹市（伊丹市）	医療機関等
事故等の発生	事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達	事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達	事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達	事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達 ・事故発生時の通報の受領、伝達
関係機関等との連携	関係機関等との連携 ・関係機関等との連携 ・関係機関等との連携	関係機関等との連携 ・関係機関等との連携 ・関係機関等との連携	関係機関等との連携 ・関係機関等との連携 ・関係機関等との連携	関係機関等との連携 ・関係機関等との連携 ・関係機関等との連携
救助	救助 ・救助 ・救助	救助 ・救助 ・救助	救助 ・救助 ・救助	救助 ・救助 ・救助
消火	消火 ・消火 ・消火	消火 ・消火 ・消火	消火 ・消火 ・消火	消火 ・消火 ・消火

関係機関からの修正意見に基づく修正
 所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行																																																								
57	<p>3 応急対策の主な流れ</p> <p>(1) 航空災害</p> <p>② 大阪国際空港周辺（伊丹市内）における航空機の墜落等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難誘導 二次災害 防止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>・航空機が人や家畜を乗せたまま墜落した場合、航空機が墜落した場所から半径100メートル以内の範囲に墜落した航空機の乗客、機長、乗務員、貨物の運搬者等の救助、搬送等の実施 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険物等 への対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係者へ の情報伝 達</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	避難誘導 二次災害 防止								医療	・航空機が人や家畜を乗せたまま墜落した場合、航空機が墜落した場所から半径100メートル以内の範囲に墜落した航空機の乗客、機長、乗務員、貨物の運搬者等の救助、搬送等の実施 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	交通規制								危険物等 への対策								関係者へ の情報伝 達								その他							
事項	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県																																																		
避難誘導 二次災害 防止																																																									
医療	・航空機が人や家畜を乗せたまま墜落した場合、航空機が墜落した場所から半径100メートル以内の範囲に墜落した航空機の乗客、機長、乗務員、貨物の運搬者等の救助、搬送等の実施 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請																																																		
交通規制																																																									
危険物等 への対策																																																									
関係者へ の情報伝 達																																																									
その他																																																									

頁	修正案	対応																																																								
58	<p>3 応急対策の主な流れ</p> <p>(1) 航空災害</p> <p>② 大阪国際空港周辺（伊丹市内）における航空機の墜落等の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> <th>兵庫県</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>避難誘導 二次災害 防止</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>医療</td> <td>・航空機が人や家畜を乗せたまま墜落した場合、航空機が墜落した場所から半径100メートル以内の範囲に墜落した航空機の乗客、機長、乗務員、貨物の運搬者等の救助、搬送等の実施 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> <td>・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請</td> </tr> <tr> <td>交通規制</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>危険物等 への対策</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>関係者へ の情報伝 達</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	事項	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	避難誘導 二次災害 防止								医療	・航空機が人や家畜を乗せたまま墜落した場合、航空機が墜落した場所から半径100メートル以内の範囲に墜落した航空機の乗客、機長、乗務員、貨物の運搬者等の救助、搬送等の実施 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	交通規制								危険物等 への対策								関係者へ の情報伝 達								その他								<p>関係機関からの修正 意見に基づく修正 所管課からの修正意 見に基づく修正</p>
事項	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県	兵庫県																																																			
避難誘導 二次災害 防止																																																										
医療	・航空機が人や家畜を乗せたまま墜落した場合、航空機が墜落した場所から半径100メートル以内の範囲に墜落した航空機の乗客、機長、乗務員、貨物の運搬者等の救助、搬送等の実施 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請 ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請	・市からの要請を受け、市立病院の救急科の医師が現場に派遣される ・必要に応じて、消防、警察、消防本部等に要請																																																			
交通規制																																																										
危険物等 への対策																																																										
関係者へ の情報伝 達																																																										
その他																																																										

頁	現 行					頁
59	<p>3 応急対策の主な流れ</p> <p>(1) 航空災害</p> <p>③ 但馬空港及びその周辺における航空機の墜落等の場合</p>					55
事項	概要	国	県	市町村	医療機関等	
乗客の救助・搬送			<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの要請を受理し、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機が墜落した際の乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、看護師等の派遣。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 	
医療機関等						
交通規制				<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 		
危険物等への対策	<ul style="list-style-type: none"> 航空機が墜落した際の危険物の発生・被害の防止に努める。 必要に応じて、危険物の発生・被害の防止に努める。 					
関係者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連絡した乗客の救助・搬送に関する情報を提供。 					
その他				<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連絡した乗客の救助・搬送に関する情報を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師による死に届出 	

頁	修 正 案					対応
55	<p>3 応急対策の主な流れ</p> <p>(1) 航空災害</p> <p>③ 但馬空港及びその周辺における航空機の墜落等の場合</p>					
事項	概要	国	県	市町村	医療機関等	
乗客の救助・搬送			<ul style="list-style-type: none"> 市町村からの要請を受理し、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 航空機が墜落した際の乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 	<ul style="list-style-type: none"> 要請に基づく医師、看護師等の派遣。 必要に応じて、乗客の救助・搬送に必要となる人員・物資の確保に努める。 	
医療機関等						
交通規制				<ul style="list-style-type: none"> 交通規制の実施 		
危険物等への対策	<ul style="list-style-type: none"> 航空機が墜落した際の危険物の発生・被害の防止に努める。 必要に応じて、危険物の発生・被害の防止に努める。 					
関係者への連絡	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連絡した乗客の救助・搬送に関する情報を提供。 					
その他				<ul style="list-style-type: none"> 関係機関が連絡した乗客の救助・搬送に関する情報を提供。 	<ul style="list-style-type: none"> 医師による死に届出 	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																																																									
64	<p>3 応急対策の主な流れ</p> <p>(2) 鉄道災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>経理課・材料</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>県警</th> <th>市町(消防)</th> <th>医療機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故等の発生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報 乗客等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> </tr> <tr> <td>組織の設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> </tr> <tr> <td>関係機関等との連携促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> </tr> <tr> <td>救助</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による救助 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> </tr> <tr> <td>消火</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による消火 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	経理課・材料	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等	事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報 乗客等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	救助	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による救助 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	消火	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による消火 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	60	<p>3 応急対策の主な流れ</p> <p>(2) 鉄道災害</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事項</th> <th>経理課・材料</th> <th>国</th> <th>県</th> <th>県警</th> <th>市町(消防)</th> <th>医療機関等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>事故等の発生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報 乗客等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 </td> </tr> <tr> <td>組織の設置</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 </td> </tr> <tr> <td>関係機関等との連携促進</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 </td> </tr> <tr> <td>救助</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による救助 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 救助 </td> </tr> <tr> <td>消火</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による消火 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 消火 </td> </tr> </tbody> </table>	事項	経理課・材料	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等	事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報 乗客等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	救助	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による救助 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	消火	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による消火 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正 所管課からの修正意見に基づく修正</p>
事項	経理課・材料	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等																																																																																							
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報 乗客等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 																																																																																							
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 																																																																																						
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 																																																																																						
救助	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による救助 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 																																																																																							
消火	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による消火 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 																																																																																							
事項	経理課・材料	国	県	県警	市町(消防)	医療機関等																																																																																							
事故等の発生	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報 乗客等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 	<ul style="list-style-type: none"> 事故等発生時の通報の受領・伝達 関係機関の通報 																																																																																						
組織の設置	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 非常災害対策本部の設置 																																																																																						
関係機関等との連携促進	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 関係機関との連携促進 																																																																																						
救助	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による救助 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 	<ul style="list-style-type: none"> 救助 																																																																																							
消火	<ul style="list-style-type: none"> 鉄道事業者による消火 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 	<ul style="list-style-type: none"> 消火 																																																																																							

頁 現 行

67 3 応急対策の主な流れ
 (3) 道路災害等
 ① 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く）

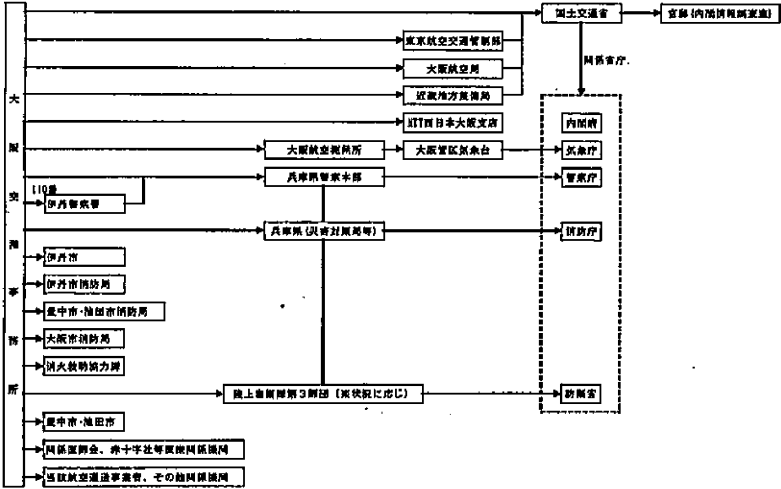
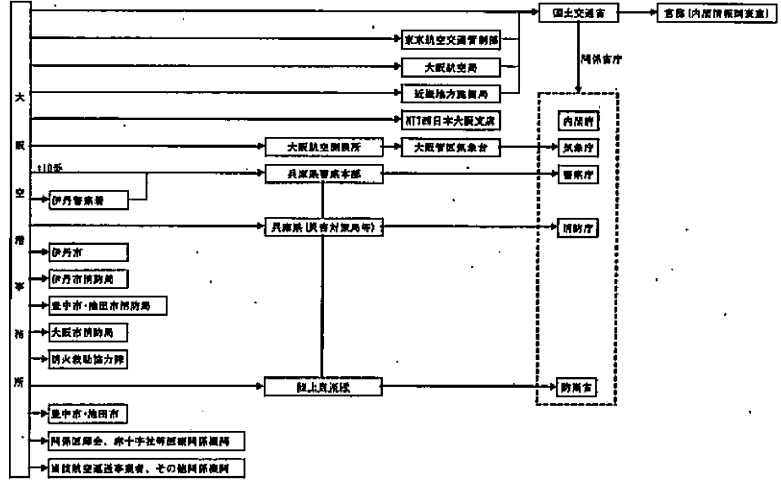
事項	県庁・消防団・自治会	市 県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	事故等の発生時の通報 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領
組織の設置	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領
火	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領

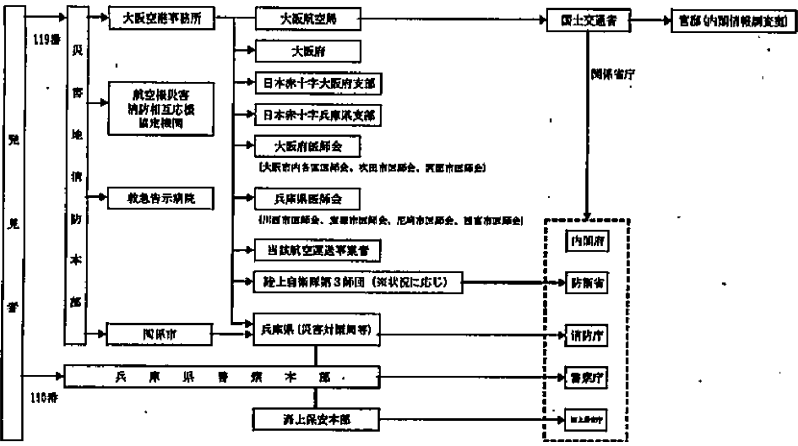
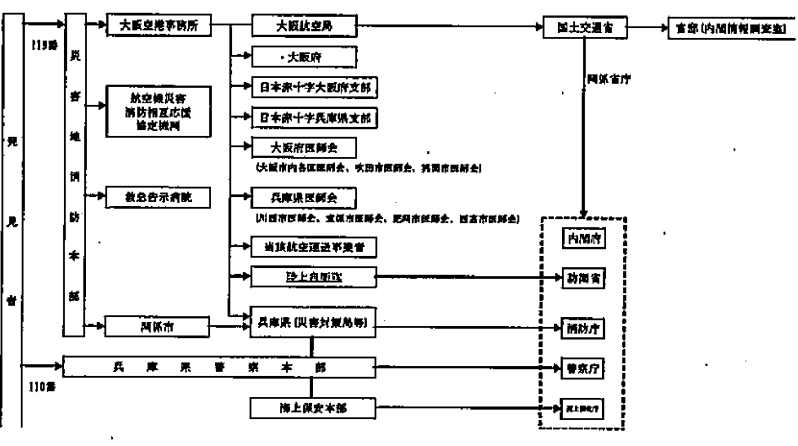
頁 修 正 案

68 3 応急対策の主な流れ
 (3) 道路災害等
 ① 一般的な道路災害の場合（高速道路での危険物流出は除く）

事項	県庁・消防団・自治会	市 県	県警	市町（消防）	医療機関等
事故等の発生	事故等の発生時の通報 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領
組織の設置	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領	事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領 ・事故発生時の通報の受領
火	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領	火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領 ・火災発生時の通報の受領

関係機関からの修正
 意見に基づく修正
 所管課からの修正
 意見に基づく修正

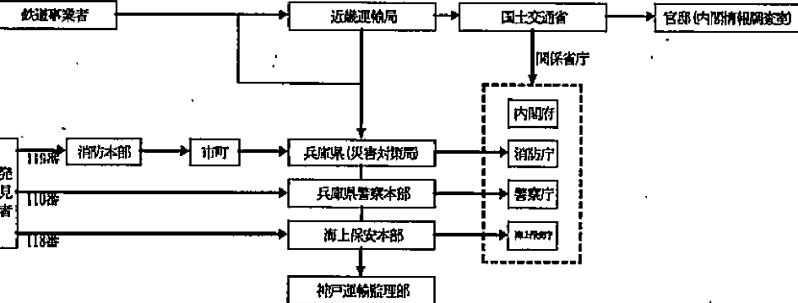
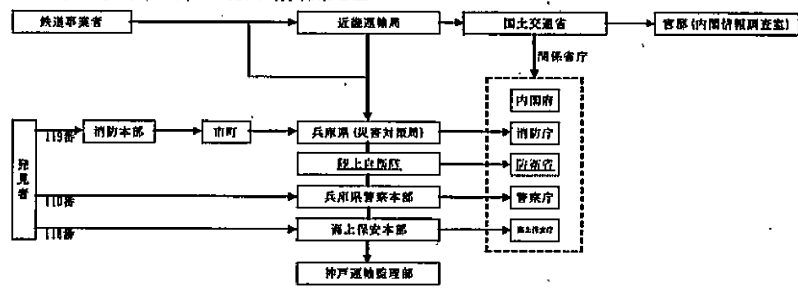
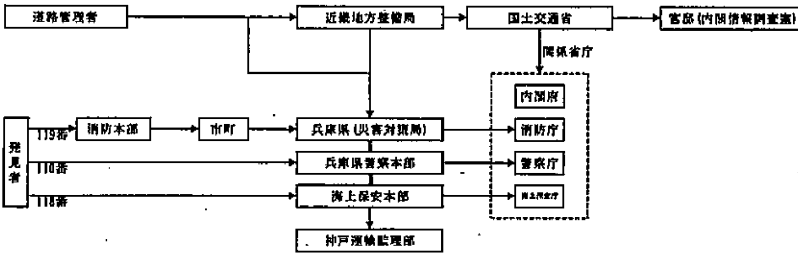
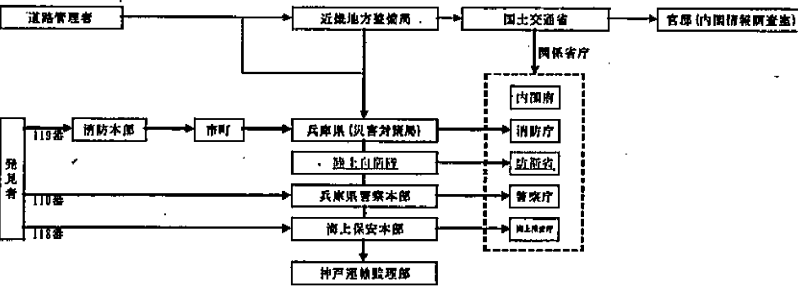
頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
73	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、但馬空港管理事務所、神戸空港管理事務所、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者等〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 航空災害の第一報の情報伝達</p> <p>(1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合</p> <p>① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害</p> <p>ア 空港内で災害が発生した場合</p>  <p>注1 大阪空港事務所は、伊丹警察署空港警備派出所に連絡するとともに、110番通報も行うこととする。</p> <p>2 大阪空港事務所は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。</p>	69	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第1節 情報の収集・伝達</p> <p>〔実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、大阪航空局、大阪空港事務所、県企画県民部災害対策局、県健康福祉部健康局、県国土整備部県土企画局、県国土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、但馬空港管理事務所、神戸空港管理事務所、航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者等〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 航空災害の第一報の情報伝達</p> <p>(1) 空港及びその周辺で発生した航空災害の場合</p> <p>① 大阪国際空港及びその周辺で発生した航空災害</p> <p>ア 空港内で災害が発生した場合</p>  <p>注1 新関西国際空港(株)は、伊丹警察署空港警備派出所に連絡するとともに、110番通報も行うこととする。</p> <p>2 新関西国際空港(株)は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
74	<p>6 連絡先 (電話、FAX番号は、「第5編 資料編 (P135以下)」を参照) 官邸 (内閣情報調査官) : 内閣情報集約センター 国土交通省 : 総合政策局技術安全課、航空局総務課 内閣府 : 政策統括官 (防災担当) 付参事官室 警察庁 : 警備局警備課 防衛庁 : 運用局運用課 消防庁 : 応急対策室 兵庫県 : 阪神北県民局企画調整部防災課 (勤務時間内の場合) 企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課 (勤務時間外及び緊急の場合) 兵庫県警察本部 : 警備部災害対策課 市町及び消防本部 : 「第5編 資料編 (P142以下)」参照</p> <p>イ 大阪国際空港周辺地域 (標点から半径9km内の範囲) で災害が発生した場合</p> 	70	<p>6 連絡先 削除 官邸 (内閣情報調査官) : 内閣情報集約センター 国土交通省 : 航空局安全部安全企画課 内閣府 : 政策統括官 (防災担当) 付参事官室 警察庁 : 警備局警備課 防衛庁 : 運用局運用課 消防庁 : 応急対策室 兵庫県 : 阪神北県民局総務企画室企画防災課等 (勤務時間内の場合) 企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課 (勤務時間外及び緊急の場合) 兵庫県警察本部 : 警備部災害対策課 市町及び消防本部 削除</p> <p>イ 大阪国際空港周辺地域 (標点から半径9km内の範囲) で災害が発生した場合</p> 	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>
75	<p>5 連絡先 兵庫県 : 各県民局企画調整部防災課 (勤務時間内の場合) 企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課 (勤務時間外及び緊急の場合)</p>	71	<p>5 連絡先 兵庫県 : 各県民局総務企画室企画防災課等 (勤務時間内の場合) 企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課 (勤務時間外及び緊急の場合)</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
76	<p>② 但馬空港及びその周囲で発生した航空災害の場合</p> <p>注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。</p> <p>2 但馬空港管理事務所は、災害発生が予測される場合、状況に応じ必要関係機関にのみ行うこととする。</p> <p>3 連絡先（電話、FAX番号は、第5編資料編（P135以下）を参照）</p> <p>兵庫県災害対策局：企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）</p> <p>兵庫県県土整備部：企画調整局空港政策担当課長</p> <p>但馬県民局：企画調整部防災課（勤務時間内の場合）</p>	71	<p>② 但馬空港及びその周囲で発生した航空災害の場合</p> <p>注1 県内における関係機関（海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部）は、相互に情報を交換することとする。</p> <p>2 但馬空港管理事務所は、災害発生が予測される場合、<u>状況に応じ必要関係機関に伝達することとする。</u></p> <p>3 連絡先 削除</p> <p>兵庫県災害対策局：企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課（勤務時間外及び緊急の場合）</p> <p>兵庫県県土整備部：県土企画局空港政策課長</p> <p>但馬県民局：総務企画室企画防災課等（勤務時間内の場合）</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>
		72		

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
77	<p>③ 神戸空港及びその周囲で発生した航空災害の場合</p> <p>2 連絡先 兵庫県災害対策局：企画管理部災害対策局災害対策課</p>	72	<p>③ 神戸空港及びその周囲で発生した航空災害の場合</p> <p>2 連絡先 兵庫県災害対策局：企画県民部災害対策局災害対策課</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>
78	<p>(2) その他の地域における航空機の墜落等</p> <p>2 連絡先 (電話・FAX番号は「第5編資料編(P135以下)」を参照) 兵庫県：各県民局総務企画室企画防災課等 (勤務時間内の場合) 企画管理部災害対策局災害対策課、同消防課 (勤務時間外及び緊急の場合)</p>	73	<p>(2) その他の地域における航空機の墜落等</p> <p>2 連絡先 削除 兵庫県：各県民局総務企画室企画防災課等 (勤務時間内の場合) 企画県民部災害対策局災害対策課、同消防課 (勤務時間外及び緊急の場合)</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>

大規模事故災害対策計画

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
79	<p>2 鉄道災害の第一報の情報伝達</p>  <p>2 連絡先 兵庫県：各県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）</p>	<p>2 鉄道災害の第一報の情報伝達</p>  <p>2 連絡先 兵庫県：各県民局総務企画室企画防災課等（勤務時間内の場合）</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>	
80	<p>3 道路災害等の第一報の情報伝達</p> <p>(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。</p>  <p>2 連絡先 兵庫県：各県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）</p>	<p>3 道路災害等の第一報の情報伝達</p> <p>(1) 道路管理者は、道路構造物の被災等による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、当該災害に関する情報伝達を速やかに行うとともに、被害状況等の早期把握に努め、防災関係機関等との連携の下に、的確な対応をとることとする。</p>  <p>2 連絡先 兵庫県：各県民局総務企画室企画防災課等（勤務時間内の場合）</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																									
81	<p>(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとることとする。</p> <p>2 連絡先 兵庫県：各県民局企画調整部防災課（勤務時間内の場合）</p>	76	<p>(2) 歩道上等において雑踏事故が発生し、又は発生するおそれがある場合、イベント等の主催者、主催者から警備を委託された者又は雑踏事故の発見者（以下、本節において「主催者等」という。）は、防災関係機関への通報等、的確な対応をとることとする。</p> <p>2 連絡先 兵庫県：各県民局総務企画室企画防災課等（勤務時間内の場合）</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>																									
82	<p>4 災害情報等の収集、報告等</p> <p>(4) 災害情報の収集・伝達手段</p> <p>① 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システム端末に情報を入力することとする。</p> <p>② 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報等を取りまとめ、フェニックス防災システム端末に入力することとする。</p>	77	<p>4 災害情報等の収集、報告等</p> <p>(4) 災害情報の収集・伝達手段</p> <p>① 災害情報等の報告を行う機関は、災害の発生を覚知したときは、速やかにフェニックス防災システム端末に情報を入力することとする。</p> <p>② 市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報等を取りまとめ、フェニックス防災システム端末に入力することとする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p>																									
83	<p>(6) 報告内容</p> <p>○ 報告系統 ☒ 省略</p> <p>(注) 3 報告は、原則として、フェニックス防災システム端末とするが、それにより難しい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p> <p>(NTT回線) 03-5253-7527 03-5253-7537 (FAX)</p> <p>(消防防災無線) 7527、7537 (FAX)</p> <p>(地域衛星通信ネットワーク) TN-048-500-7527 TN-048-500-7537 (FAX)</p>	78	<p>(6) 報告内容</p> <p>○ 報告系統 ☒ 省略</p> <p>(注) 3 報告は、原則として、フェニックス防災システム端末とするが、それにより難しい場合は、衛星電話・ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p> <table border="1" data-bbox="1070 1018 1854 1193"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th></th> <th>平日 (8:30~18:15)</th> <th>左記以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>電話</td> <td>03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>電話</td> <td>90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域衛星通信ネットワーク</td> <td>電話</td> <td>TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX</td> <td>TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table>	区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外	NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	電話	90-49013	90-49102	FAX	90-49033	90-49036	地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p>
区 分		平日 (8:30~18:15)	左記以外																										
NTT回線	電話	03-5253-7527	03-5253-7777																										
	FAX	03-5253-7537	03-5253-7553																										
消防防災無線	電話	90-49013	90-49102																										
	FAX	90-49033	90-49036																										
地域衛星通信ネットワーク	電話	TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																										
	FAX	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																										

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
84	<p>① 緊急報告</p> <p>ウ 市町は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。</p> <p>報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム端末、又はそれにより難しい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p> <p>② 災害概況即報</p> <p>ア 市町は、・・・略</p> <p>災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム端末、又はそれにより難しい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p>	79	<p>① 緊急報告</p> <p>ウ 市町は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報（電話・来庁を問わない）が殺到した場合、直ちに消防庁、県（災害対策本部、地方本部経由）それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。</p> <p>報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム端末、又はそれにより難しい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p> <p>② 災害概況即報</p> <p>ア 市町は、・・・略</p> <p>災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、災害等の規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、原則としてフェニックス防災システム端末、又はそれにより難しい場合は衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。</p>	<p>他の災害編と書きぶりを統一</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																			
87	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td>災害即報 (災害の全般的な状況)</td> <td>事務局 ← 各部・各所属 <ul style="list-style-type: none"> 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部 </td> </tr> <tr> <td>各部署が把握した被害 の状況</td> <td>事務局 ← 各部署総務課等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>空港の閉鎖(運用)状況</td> <td>総務課 ← 空港政策担当課長 ← <ul style="list-style-type: none"> 大阪空港事務所 但馬空港管理事務所 各ヘリポート管理事務所 </td> </tr> <tr> <td>鉄道の不通状況</td> <td>総務課 ← 課長(交通政策担当) ← <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 </td> </tr> <tr> <td>道路の不通状況</td> <td>総務課 ← 道路保全課 ← <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) <ul style="list-style-type: none"> 市町(市町管理) 神戸市(神戸市管理) 国土交通省(国管理) 阪神高速道路(阪神高速道路) 西日本高速道路(株) 高速自動車国道・有料道路 本州四国連絡高速道路(株) (本四道路) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 </td> </tr> <tr> <td>県警本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 <ul style="list-style-type: none"> 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部 	各部署が把握した被害 の状況	事務局 ← 各部署総務課等	県土整備部	空港の閉鎖(運用)状況	総務課 ← 空港政策担当課長 ← <ul style="list-style-type: none"> 大阪空港事務所 但馬空港管理事務所 各ヘリポート管理事務所 	鉄道の不通状況	総務課 ← 課長(交通政策担当) ← <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 	道路の不通状況	総務課 ← 道路保全課 ← <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) <ul style="list-style-type: none"> 市町(市町管理) 神戸市(神戸市管理) 国土交通省(国管理) 阪神高速道路(阪神高速道路) 西日本高速道路(株) 高速自動車国道・有料道路 本州四国連絡高速道路(株) (本四道路) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 	県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	<p>○ 各部等における調査事項及び調査（報告）系統</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>調査事項</th> <th>調査（報告）系統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">災害対策本部 事務局</td> <td>災害即報 (災害の全般的な状況)</td> <td>事務局 ← 各部・各所属 <ul style="list-style-type: none"> 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部 </td> </tr> <tr> <td>各部署が把握した被害 の状況</td> <td>事務局 ← 各部署総務課等</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">県土整備部</td> <td>空港の閉鎖(運用)状況</td> <td>技術企画課 ← 空港政策課 ← <ul style="list-style-type: none"> 新関西国際空港(株) 但馬空港管理事務所 各ヘリポート管理事務所 </td> </tr> <tr> <td>鉄道の不通状況</td> <td>技術企画課 ← 交通政策課 ← <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 </td> </tr> <tr> <td>道路の不通状況</td> <td>技術企画課 ← 道路保全課 ← <ul style="list-style-type: none"> 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が認められた場合は 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等(県管理) 道路企画課 ← <ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡高速道路(株) 阪神高速道路(株) [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路] </td> </tr> <tr> <td>県警本部</td> <td>災害全般の被害調査</td> <td>災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所</td> </tr> </tbody> </table>	部	調査事項	調査（報告）系統	災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 <ul style="list-style-type: none"> 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部 	各部署が把握した被害 の状況	事務局 ← 各部署総務課等	県土整備部	空港の閉鎖(運用)状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← <ul style="list-style-type: none"> 新関西国際空港(株) 但馬空港管理事務所 各ヘリポート管理事務所 	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← <ul style="list-style-type: none"> 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が認められた場合は 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等(県管理) 道路企画課 ← <ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡高速道路(株) 阪神高速道路(株) [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路] 	県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所	<p>関係機関及び所管課からの修正意見に基づく修正</p>
部	調査事項	調査（報告）系統																																					
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 <ul style="list-style-type: none"> 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部 																																					
	各部署が把握した被害 の状況	事務局 ← 各部署総務課等																																					
県土整備部	空港の閉鎖(運用)状況	総務課 ← 空港政策担当課長 ← <ul style="list-style-type: none"> 大阪空港事務所 但馬空港管理事務所 各ヘリポート管理事務所 																																					
	鉄道の不通状況	総務課 ← 課長(交通政策担当) ← <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 																																					
	道路の不通状況	総務課 ← 道路保全課 ← <ul style="list-style-type: none"> 土木事務所等(県管理) <ul style="list-style-type: none"> 市町(市町管理) 神戸市(神戸市管理) 国土交通省(国管理) 阪神高速道路(阪神高速道路) 西日本高速道路(株) 高速自動車国道・有料道路 本州四国連絡高速道路(株) (本四道路) 兵庫県道路公社 神戸市道路公社 																																					
県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																					
部	調査事項	調査（報告）系統																																					
災害対策本部 事務局	災害即報 (災害の全般的な状況)	事務局 ← 各部・各所属 <ul style="list-style-type: none"> 地方本部事務局 市町 市町 [緊急を要する即報] 消防本部 																																					
	各部署が把握した被害 の状況	事務局 ← 各部署総務課等																																					
県土整備部	空港の閉鎖(運用)状況	技術企画課 ← 空港政策課 ← <ul style="list-style-type: none"> 新関西国際空港(株) 但馬空港管理事務所 各ヘリポート管理事務所 																																					
	鉄道の不通状況	技術企画課 ← 交通政策課 ← <ul style="list-style-type: none"> JR西日本 私鉄等各社 																																					
	道路の不通状況	技術企画課 ← 道路保全課 ← <ul style="list-style-type: none"> 市町(神戸市含む) [市町管理] ※但し、重大な被害が認められた場合は 国土交通省近畿地方整備局(国管理) 道路保全課 ← 土木事務所等(県管理) 道路企画課 ← <ul style="list-style-type: none"> 西日本高速道路(株) [高速自動車国道・有料道路] 本州四国連絡高速道路(株) 阪神高速道路(株) [阪神高速道路] 兵庫県道路公社 [有料道路] 神戸市道路公社 [有料道路] 																																					
県警本部	災害全般の被害調査	災害対策課 ← 警察署 ← 交番・駐在所																																					

頁	現 行		
88	○ 市町からの主な緊急対策支援要請		
	部	要請事項	支援要請系統
	災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] 第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上] ↓ 各部署務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町
		海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←
		放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエム放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大坂) FM CO・CO・LO
		緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町
		報道要請	神戸新聞社 朝日新聞社 読売新聞社 毎日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社
		消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部

頁	修 正 案			対応
82	○ 市町からの主な緊急対策支援要請			組織名変更による修正
	部	要請事項	支援要請系統	
	災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 各種支援要請	第3師団[陸上・航空] 第3特科隊[陸上] 阪神基地隊[海上] ↓ 各部署務課 ← 各主管課 ← 地方本部 ← 市町	
		海上輸送の要請	神戸運輸監理部 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 海上保安本部 ←	
		放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町 サンテレビジョン ラジオ関西 兵庫エフエム放送 毎日放送 朝日放送 関西テレビ放送 読売テレビ放送 大阪放送(ラジオ大坂) FM 802 (FM CO・CO・LO)	
		緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	
		報道要請	神戸新聞社 朝日新聞社 読売新聞社 毎日新聞 産経新聞 日本経済新聞社 日刊工業新聞社 時事通信社 共同通信社 日本工業新聞社	
		消防・救急応援	消防庁 ← 事務局 ← 消防本部	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																											
89	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支 援 要 請 系 統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策本部 事務局</td> <td>ヘリの出動</td> <td>神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←</td> </tr> <tr> <td>災害救援専門 ボランティアの派遣</td> <td>関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>救助用建設資機材</td> <td>建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部</td> </tr> <tr> <td>健康生活部 医療関係者の派遣</td> <td> 全国都道府県(厚生労働省) ← 災害拠点病院 日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 医師会 ← 各医療機関 歯科医師会 ← 市町 市町立病院 ← 近畿厚生局 国立病院 ← 病院局 県立病院 ← 災害医療センター 県内医療機関 ← 薬剤師会 ← 業務課 市町 </td> </tr> <tr> <td>患者受入医療機関の あつせん</td> <td> 厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 健康福祉事務所 各保健所設置市 災害拠点 病院 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 各医療機関 </td> </tr> <tr> <td>ヘリによる患者搬送</td> <td>神戸市 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←</td> </tr> <tr> <td>船艇による患者搬送</td> <td>自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警 察 本 部</td> <td>警察官の協力要請</td> <td>警察署 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>交通誘導の実施</td> <td>警備業協会 ← 警察本部</td> </tr> <tr> <td>他府県警察官の 派遣要請</td> <td>他府県公安委員会 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>他府県警察ヘリの 派遣要請</td> <td>他府県公安委員会 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>救助用建設資機材</td> <td>建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	災害対策本部 事務局	ヘリの出動	神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←	災害救援専門 ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部	健康生活部 医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 災害拠点病院 日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 医師会 ← 各医療機関 歯科医師会 ← 市町 市町立病院 ← 近畿厚生局 国立病院 ← 病院局 県立病院 ← 災害医療センター 県内医療機関 ← 薬剤師会 ← 業務課 市町	患者受入医療機関の あつせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 健康福祉事務所 各保健所設置市 災害拠点 病院 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 各医療機関	ヘリによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関	警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	他府県警察官の 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会	他府県警察ヘリの 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部	83	<p>○ 市町からの主な緊急対策支援要請</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>部</th> <th>要請事項</th> <th>支 援 要 請 系 統</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">災害対策本部 事務局</td> <td>ヘリの出動</td> <td>神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←</td> </tr> <tr> <td>災害救援専門 ボランティアの派遣</td> <td>関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>救助用建設資機材</td> <td>建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部 医療関係者の派遣</td> <td> 全国都道府県(厚生労働省) ← 災害拠点病院 日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 医師会 ← 各医療機関 歯科医師会 ← 市町 市町立病院 ← 近畿厚生局 国立病院 ← 病院局 県立病院 ← 災害医療センター 県内医療機関 ← 薬剤師会 ← 業務課 市町 </td> </tr> <tr> <td>患者受入医療機関の あつせん</td> <td> 厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 健康福祉事務所 各保健所設置市 災害拠点 病院 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 各医療機関 健康福祉事務所 各保健所設置市 </td> </tr> <tr> <td>ヘリによる患者搬送</td> <td>神戸市 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← ドクターヘリ基地区院</td> </tr> <tr> <td>船艇による患者搬送</td> <td>自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">警 察 本 部</td> <td>警察官の協力要請</td> <td>警察署 ← 市町</td> </tr> <tr> <td>交通誘導の実施</td> <td>警備業協会 ← 警察本部</td> </tr> <tr> <td>他府県警察官の 派遣要請</td> <td>他府県公安委員会 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>他府県警察ヘリの 派遣要請</td> <td>他府県公安委員会 ← 県公安委員会</td> </tr> <tr> <td>救助用建設資機材</td> <td>建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部</td> </tr> </tbody> </table>	部	要請事項	支 援 要 請 系 統	災害対策本部 事務局	ヘリの出動	神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←	災害救援専門 ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部	健康福祉部 医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 災害拠点病院 日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 医師会 ← 各医療機関 歯科医師会 ← 市町 市町立病院 ← 近畿厚生局 国立病院 ← 病院局 県立病院 ← 災害医療センター 県内医療機関 ← 薬剤師会 ← 業務課 市町	患者受入医療機関の あつせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 健康福祉事務所 各保健所設置市 災害拠点 病院 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 各医療機関 健康福祉事務所 各保健所設置市	ヘリによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← ドクターヘリ基地区院	船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関	警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部	他府県警察官の 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会	他府県警察ヘリの 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部	<p>県の組織改編に基づ く修正</p>	<p>所管課からの修正意 見に基づく修正</p>
部	要請事項	支 援 要 請 系 統																																																													
災害対策本部 事務局	ヘリの出動	神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←																																																													
	災害救援専門 ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																													
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部																																																													
	健康生活部 医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 災害拠点病院 日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 医師会 ← 各医療機関 歯科医師会 ← 市町 市町立病院 ← 近畿厚生局 国立病院 ← 病院局 県立病院 ← 災害医療センター 県内医療機関 ← 薬剤師会 ← 業務課 市町																																																													
患者受入医療機関の あつせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 健康福祉事務所 各保健所設置市 災害拠点 病院 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 各医療機関																																																														
ヘリによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←																																																														
船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関																																																														
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町																																																													
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部																																																													
	他府県警察官の 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会																																																													
	他府県警察ヘリの 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会																																																													
救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部																																																														
部	要請事項	支 援 要 請 系 統																																																													
災害対策本部 事務局	ヘリの出動	神戸市 ← 事務局 ← 市町 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ←																																																													
	災害救援専門 ボランティアの派遣	関係団体 ← 事務局 ← 地方本部事務局 ← 市町																																																													
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部																																																													
	健康福祉部 医療関係者の派遣	全国都道府県(厚生労働省) ← 災害拠点病院 日本赤十字兵庫県支部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 医師会 ← 各医療機関 歯科医師会 ← 市町 市町立病院 ← 近畿厚生局 国立病院 ← 病院局 県立病院 ← 災害医療センター 県内医療機関 ← 薬剤師会 ← 業務課 市町																																																													
患者受入医療機関の あつせん	厚生労働省 ← 医務課 ← 地域医療情報センター 健康福祉事務所 各保健所設置市 災害拠点 病院 県内医療機関 ← 災害医療センター ← 各医療機関 健康福祉事務所 各保健所設置市																																																														
ヘリによる患者搬送	神戸市 ← 事務局 ← 消防機関 ← 各医療機関 消防庁(他都道府県) ← 自衛隊 ← 海上保安本部 ← ドクターヘリ基地区院																																																														
船艇による患者搬送	自衛隊 ← 事務局 ← 災害拠点病院 海上保安本部 ← 医務課 ← 地域医療情報センター ← 各医療機関																																																														
警 察 本 部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町																																																													
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 警察本部																																																													
	他府県警察官の 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会																																																													
	他府県警察ヘリの 派遣要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会																																																													
救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 消防本部																																																														

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
91	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(2) 本庁の動員体制</p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者、教育部については教育長、警察部については警察本部長がそれぞれ地域防災計画の内容を踏まえ別途定めることとする。</p>	85	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第2節 動員の実施</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の動員体制</p> <p>(2) 本庁の動員体制</p> <p>本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。</p> <p>ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者、<u>病院事業部については病院事業管理者</u>、教育部については教育長、警察部については警察本部長がそれぞれ地域防災計画の内容を踏まえ別途定めることとする。</p>	他の災害編と書きぶりを統一
92	<p>② 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 事故災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局、災害対策局等のあらかじめ定めた職員、<u>災害待機宿舍入居者（勤務時間外のみ）</u>、<u>応急対応に関連する局長、課室長等は</u>、直ちに配備につくこととする。</p>	86	<p>② 災害対策本部が設置されたとき</p> <p>ア 事故災害対策本部員、本部連絡員、防災企画局、災害対策局<u>その他各部関係応急対策主管課</u>のあらかじめ定めた職員、<u>災害待機宿舍入居者は</u>、直ちに配備につくこととする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
				所管課からの修正意見に基づく修正

頁 93 現 行

(3) 地方機関の動員体制

災害の状況	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員	直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	県民局その他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所属の職員に連絡できる体制を整えることとする。

② 災害対策地方本部が設置されたとき

イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。

※ 地方本部長（県民局長）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定することとする。

頁 87 修 正 案

(3) 地方機関の動員体制

災害の状況	配 備 体 制	
●勤務時間中	原則として平常勤務体制で対応することとする。	
●勤務時間外	県民局・県民センターその他の地方機関のあらかじめ定めた職員	直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
	県民局・県民センターその他の地方機関の長等	状況により、速やかに参集できる体制及び所属の職員に連絡できる体制を整えることとする。

② 災害対策地方本部が設置されたとき

イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。

配備は原則として、災害対策地方本部長（県民局長・県民センター長）が、災害対策本部長（知事）と協議して決定することとする。

※ 地方本部長（県民局長・県民センター長）は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定することとする。

県民交流室長
各事務所長 等
(地方本部員)

地方本部連絡員
(各県2名)

各課員
(各班員)

所管課からの修正意見に基づく修正

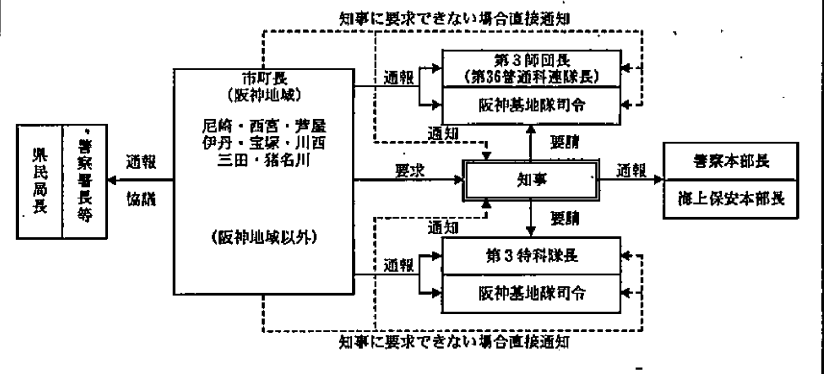
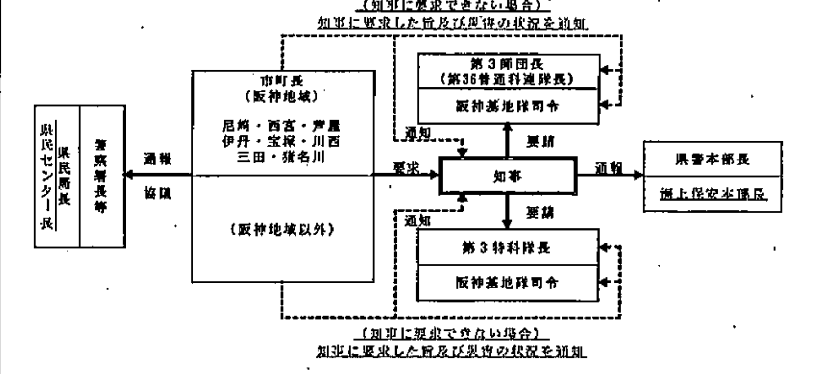
県の組織改編に基づく修正

県の組織改編に基づく修正

所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																								
95	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県大規模事故現地調査班 大規模事故災害現場の状況を迅速、的確に把握するとともに、広域支援の必要性等の判断に資するため、事故発生の第一報を受け、直ちに県災害対策センター及び事故発生の県民局から県職員を派遣し、災害に関する情報の収集・伝達等を行うこととする。</p> <p>(3) 兵庫県大規模事故災害対策本部及び兵庫県大規模事故災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県大規模事故災害対策本部</th> <th>兵庫県大規模事故災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 置 者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長（知事）に報告することとする</td> </tr> <tr> <td>本 部 長</td> <td>知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときに、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする</td> <td>各県民局長</td> </tr> <tr> <td>設 置 場 所</td> <td>災害対策センター</td> <td>各県民局</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県大規模事故災害対策本部	兵庫県大規模事故災害対策地方本部	設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長（知事）に報告することとする	本 部 長	知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときに、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする	各県民局長	設 置 場 所	災害対策センター	各県民局	89	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第3節 組織の設置</p> <p>第2 内容</p> <p>1 県の組織</p> <p>(1) 兵庫県大規模事故現地調査班 大規模事故災害現場の状況を迅速、的確に把握するとともに、広域支援の必要性等の判断に資するため、事故発生の第一報を受け、直ちに県災害対策センター及び事故発生の県民局・県民センターから県職員を派遣し、災害に関する情報の収集・伝達等を行うこととする。</p> <p>(3) 兵庫県大規模事故災害対策本部及び兵庫県大規模事故災害対策地方本部</p> <p>① 組織の概要</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>兵庫県大規模事故災害対策本部</th> <th>兵庫県大規模事故災害対策地方本部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>設 置 者</td> <td>知事</td> <td>災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長（知事）に報告することとする</td> </tr> <tr> <td>本 部 長</td> <td>知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときに、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする</td> <td>各県民局長・県民センター長</td> </tr> <tr> <td>設 置 場 所</td> <td>災害対策センター</td> <td>各県民局・県民センター</td> </tr> </tbody> </table>	名 称	兵庫県大規模事故災害対策本部	兵庫県大規模事故災害対策地方本部	設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長（知事）に報告することとする	本 部 長	知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときに、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする	各県民局長・県民センター長	設 置 場 所	災害対策センター	各県民局・県民センター	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>
名 称	兵庫県大規模事故災害対策本部	兵庫県大規模事故災害対策地方本部																										
設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長（知事）に報告することとする																										
本 部 長	知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときに、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする	各県民局長																										
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局																										
名 称	兵庫県大規模事故災害対策本部	兵庫県大規模事故災害対策地方本部																										
設 置 者	知事	災害対策本部長（知事） ただし、緊急を要する場合、県民局長・県民センター長は、災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を設置することができることとする 県民局長・県民センター長は、緊急的に災害対策地方本部を設置した場合、その旨を速やかに災害対策本部長（知事）に報告することとする																										
本 部 長	知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防（被害の拡大防止）及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときに、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする	各県民局長・県民センター長																										
設 置 場 所	災害対策センター	各県民局・県民センター																										

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
98	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関との連携</p> <p>[実施機関：近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪空港事務所、県企画管理部防災企画局、県企画管理部災害対策局、県県土整備部県土企画局、但馬空港管理事務所、県公安委員会、県警察本部、市町、消防本部、空港管理者、医師会、医療機関等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携</p> <p>(1) 大阪国際空港 大阪空港事務所においては、・・・以降 略</p> <p>(2) 但馬空港 但馬空港管理事務所においては、県立但馬空港及びその周辺における消火救難活動について、北但広域消防事務組合と「但馬空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定」、医療救護活動については、豊岡市医師会と「兵庫県立但馬空港医療救護活動に関する協定書」、但馬空港内に事業所を有する団体と「県立但馬空港自衛消防隊に関する協定」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。</p> <p>4 県の措置</p> <p>(3) 市町に対する応援</p> <p>③ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</p> <p>ア 知事による避難の指示等の代行 (災害対策基本法第60条第5項～7項)</p>	92	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第2章 迅速な災害応急活動体制の確立</p> <p>第4節 防災関係機関等との連携促進</p> <p>第1款 関係機関との連携</p> <p>[実施機関：近畿経済産業局、中部近畿産業保安監督部近畿支部、大阪空港事務所、県企画県民部防災企画局、県企画県民部災害対策局、県県土整備部県土企画局、<u>但馬空港管理者</u>、県公安委員会、県警察本部、市町、消防本部、空港管理者、医師会、医療機関等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 空港管理者と消防本部・医療機関等との連携</p> <p>(1) 大阪国際空港 <u>新関西国際空港株式会社</u>においては、・・・以降 略</p> <p>(2) 但馬空港 <u>但馬空港の管理者</u>においては、県立但馬空港及びその周辺における消火救難活動について、<u>豊岡市消防本部と「豊岡市消防本部との緊急相互援助に関する協定」</u>、医療救護活動については、<u>豊岡市医師会と「兵庫県立但馬飛行場医療救護活動に関する協定書」</u>、但馬空港内に事業所を有する団体と「<u>飛行場内事業所との協力協定</u>」をそれぞれ締結しており、関係機関は緊急事態の発生時には、これらに基づく対応をとることとする。</p> <p>4 県の措置</p> <p>(3) 市町に対する応援</p> <p>③ 市町長の事務の代行（市町が事務をできない状態にある場合）</p> <p>ア 知事による避難の指示等の代行 (災害対策基本法第60条第6項～8項)</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>法改正に伴う修正</p>
99		93		

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																		
99 100	<p>6 消防本部の措置</p> <p>(1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援</p> <p>② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第24条の2）略</p> <p>③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第24条の3）</p> <p>連絡先</p> <p>消防庁応急対策室 (夜間・休日)</p> <p>TEL 03-5253-7527 TEL 03-5253-7777</p> <p>衛星048-500-7527 衛星048-500-7782</p> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第24条）</p> <p>第2款 自衛隊への派遣要請</p> <p>[実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県警本部、市町]</p>	93	<p>6 消防本部の措置</p> <p>(1) 大規模事故災害時における広域消防応援体制</p> <p>① 兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援</p> <p>② 非常事態の場合の都道府県知事の指示（消防組織法第43条）略</p> <p>③ 消防庁長官への応援要請（消防組織法第44条）</p> <p>94 ○ 緊急消防援助隊応援要請先</p> <table border="1" data-bbox="1055 478 1868 654"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>平日(8:30~18:15)</th> <th>夜間以外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">NTT回線</td> <td>通話 03-5253-7527</td> <td>03-5253-7777</td> </tr> <tr> <td>FAX 03-5253-7537</td> <td>03-5253-7553</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防防災無線</td> <td>通話 90-49013</td> <td>90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX 90-49033</td> <td>90-49036</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">地域放送通信</td> <td>通話 TN-048-500-90-43422</td> <td>TN-048-500-90-49102</td> </tr> <tr> <td>FAX TN-048-500-90-49033</td> <td>TN-048-500-90-49036</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) TNは、各地方公共団体固有の衛星回線選択番号を示す。</p> <p>(2) 関係機関との連携</p> <p>① 消防及び警察の相互協力（消防組織法第42条）</p> <p>第2款 自衛隊への派遣要請</p> <p>[実施機関：大阪空港事務所、海上保安本部、自衛隊、県企画県民部災害対策局、県警察本部、市町]</p>	区 分	平日(8:30~18:15)	夜間以外	NTT回線	通話 03-5253-7527	03-5253-7777	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553	消防防災無線	通話 90-49013	90-49102	FAX 90-49033	90-49036	地域放送通信	通話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036	<p>法改正に伴う修正</p> <p>他の災害編に書きぶりを統一 現状にあわせた時点修正</p> <p>法改正に伴う修正</p> <p>県の組織改編に基づく修正</p>
区 分	平日(8:30~18:15)	夜間以外																				
NTT回線	通話 03-5253-7527	03-5253-7777																				
	FAX 03-5253-7537	03-5253-7553																				
消防防災無線	通話 90-49013	90-49102																				
	FAX 90-49033	90-49036																				
地域放送通信	通話 TN-048-500-90-43422	TN-048-500-90-49102																				
	FAX TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036																				
103	<p>○ 派遣及び撤収要請手続経路</p> 	97	<p>○ 派遣及び撤収要請手続経路</p> 	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>																		

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応																																																																								
104	<p>(2) 要請先等 ② 連絡先</p> <table border="1" data-bbox="201 255 918 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <th>勤 務 時 間 内</th> <th>勤 務 時 間 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県 災害対策本部事務局</td> <td colspan="2">(災害対策本部設置時) (078) 362-9900 (時間内外とも)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">FAX (078) 362-9911~9912 (時間内外とも)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策課 (防災係)</td> <td>(078) 362-9988</td> <td>(078) 362-9900</td> </tr> <tr> <td>FAX (078) 362-9911~9912</td> <td>FAX (078) 362-9911~9912</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊 第3師団 (第3部防衛班)</td> <td>(0727) 81-0021</td> <td>(0727) 81-0021</td> </tr> <tr> <td>内線 424, 333</td> <td>内線 301 (当直幕僚)</td> </tr> <tr> <td>FAX 233</td> <td>FAX 233</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊 第3特科隊 (第3科)</td> <td>(0792) 22-4001~2</td> <td>(0792) 22-4001~2</td> </tr> <tr> <td>内線 235, 238</td> <td>内線 302 (当直司令)</td> </tr> <tr> <td>FAX 239</td> <td>FAX 398</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊 第36普通科連隊 (第3科)</td> <td>(0727) 82-0001</td> <td>(0727) 82-0001</td> </tr> <tr> <td>内線 4030, 4032</td> <td>内線 4004 (当直司令)</td> </tr> <tr> <td>FAX 4034</td> <td>FAX 4034</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自衛隊 阪神基地隊 (警備科)</td> <td>(078) 441-1001</td> <td>(078) 441-1001</td> </tr> <tr> <td>内線 230 FAX 239</td> <td>内線 220 (当直幹部) FAX 233</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電 話 番 号		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	県 災害対策本部事務局	(災害対策本部設置時) (078) 362-9900 (時間内外とも)		FAX (078) 362-9911~9912 (時間内外とも)		災害対策課 (防災係)	(078) 362-9988	(078) 362-9900	FAX (078) 362-9911~9912	FAX (078) 362-9911~9912	自衛隊 第3師団 (第3部防衛班)	(0727) 81-0021	(0727) 81-0021	内線 424, 333	内線 301 (当直幕僚)	FAX 233	FAX 233	自衛隊 第3特科隊 (第3科)	(0792) 22-4001~2	(0792) 22-4001~2	内線 235, 238	内線 302 (当直司令)	FAX 239	FAX 398	自衛隊 第36普通科連隊 (第3科)	(0727) 82-0001	(0727) 82-0001	内線 4030, 4032	内線 4004 (当直司令)	FAX 4034	FAX 4034	自衛隊 阪神基地隊 (警備科)	(078) 441-1001	(078) 441-1001	内線 230 FAX 239	内線 220 (当直幹部) FAX 233	98	<p>(2) 要請先等 ② 連絡先</p> <table border="1" data-bbox="1108 255 1825 758"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">電 話 番 号</th> </tr> <tr> <th>勤 務 時 間 内</th> <th>勤 務 時 間 外</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">県 災害対策本部事務局</td> <td colspan="2">(災害対策本部設置時) (078) 362-9900 (時間内外とも)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">FAX (078) 362-9911~9912 (時間内外とも)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">災害対策課 (防災係)</td> <td>(078) 362-9988</td> <td>(078) 362-9900</td> </tr> <tr> <td>FAX (078) 362-9911~9912</td> <td>FAX (078) 362-9911~9912</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊 第3師団 (第3部防衛班)</td> <td>(072) 781-0021</td> <td>(072) 781-0021</td> </tr> <tr> <td>内線 3734, 3735 FAX 3724</td> <td>内線 3301 (司令部当直) FAX 3301</td> </tr> <tr> <td>第3特科隊 (第3科)</td> <td>(0792) 22-4001 内線 950, 238 FAX 239</td> <td>(0792) 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">自衛隊 第36普通科連隊 (第3科)</td> <td>(072) 782-0001</td> <td>(072) 782-0001</td> </tr> <tr> <td>内線 4031, 4032 FAX 4034</td> <td>内線 4004 (当直司令) FAX 4034</td> </tr> <tr> <td>阪神基地隊 (警備科)</td> <td>(078) 441-1001 内線 230 FAX 239</td> <td>(078) 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	電 話 番 号		勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外	県 災害対策本部事務局	(災害対策本部設置時) (078) 362-9900 (時間内外とも)		FAX (078) 362-9911~9912 (時間内外とも)		災害対策課 (防災係)	(078) 362-9988	(078) 362-9900	FAX (078) 362-9911~9912	FAX (078) 362-9911~9912	自衛隊 第3師団 (第3部防衛班)	(072) 781-0021	(072) 781-0021	内線 3734, 3735 FAX 3724	内線 3301 (司令部当直) FAX 3301	第3特科隊 (第3科)	(0792) 22-4001 内線 950, 238 FAX 239	(0792) 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398	自衛隊 第36普通科連隊 (第3科)	(072) 782-0001	(072) 782-0001	内線 4031, 4032 FAX 4034	内線 4004 (当直司令) FAX 4034	阪神基地隊 (警備科)	(078) 441-1001 内線 230 FAX 239	(078) 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389	現状に合わせた時点修正
区 分	電 話 番 号																																																																											
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外																																																																										
県 災害対策本部事務局	(災害対策本部設置時) (078) 362-9900 (時間内外とも)																																																																											
	FAX (078) 362-9911~9912 (時間内外とも)																																																																											
災害対策課 (防災係)	(078) 362-9988	(078) 362-9900																																																																										
	FAX (078) 362-9911~9912	FAX (078) 362-9911~9912																																																																										
自衛隊 第3師団 (第3部防衛班)	(0727) 81-0021	(0727) 81-0021																																																																										
	内線 424, 333	内線 301 (当直幕僚)																																																																										
	FAX 233	FAX 233																																																																										
自衛隊 第3特科隊 (第3科)	(0792) 22-4001~2	(0792) 22-4001~2																																																																										
	内線 235, 238	内線 302 (当直司令)																																																																										
	FAX 239	FAX 398																																																																										
自衛隊 第36普通科連隊 (第3科)	(0727) 82-0001	(0727) 82-0001																																																																										
	内線 4030, 4032	内線 4004 (当直司令)																																																																										
	FAX 4034	FAX 4034																																																																										
自衛隊 阪神基地隊 (警備科)	(078) 441-1001	(078) 441-1001																																																																										
	内線 230 FAX 239	内線 220 (当直幹部) FAX 233																																																																										
区 分	電 話 番 号																																																																											
	勤 務 時 間 内	勤 務 時 間 外																																																																										
県 災害対策本部事務局	(災害対策本部設置時) (078) 362-9900 (時間内外とも)																																																																											
	FAX (078) 362-9911~9912 (時間内外とも)																																																																											
災害対策課 (防災係)	(078) 362-9988	(078) 362-9900																																																																										
	FAX (078) 362-9911~9912	FAX (078) 362-9911~9912																																																																										
自衛隊 第3師団 (第3部防衛班)	(072) 781-0021	(072) 781-0021																																																																										
	内線 3734, 3735 FAX 3724	内線 3301 (司令部当直) FAX 3301																																																																										
	第3特科隊 (第3科)	(0792) 22-4001 内線 950, 238 FAX 239	(0792) 22-4001 内線 302 (当直司令) FAX 398																																																																									
自衛隊 第36普通科連隊 (第3科)	(072) 782-0001	(072) 782-0001																																																																										
	内線 4031, 4032 FAX 4034	内線 4004 (当直司令) FAX 4034																																																																										
	阪神基地隊 (警備科)	(078) 441-1001 内線 230 FAX 239	(078) 441-1001 内線 220 (当直幹部) FAX 389																																																																									
105	<p>3 管区海上保安本部長が行う場合 災害派遣要請系統は、次のとおりである。</p> <p>(1) 第五管区海上保安本部長</p> <pre> graph LR A[第五管区海上保安本部長] --> B[小松島海上保安部長] B --> C[海上自衛隊呉地方総監] B --> D[海上自衛隊小松島航空隊司令] B --> E[海上自衛隊阪神基地隊司令] </pre> <p>(2) 舞鶴海上保安部長</p> <pre> graph LR A[舞鶴海上保安部長] --> B[第八管区海上保安本部長] B --> C[海上自衛隊舞鶴地方総監] B --> D[航空自衛隊小松基地司令] B --> E[航空自衛隊美保基地司令] </pre>		<p>3 海上保安本部長が行う場合 災害派遣要請系統は、次のとおりである。</p> <p>(1) 兵庫県南部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第五管区海上保安本部長が行う。</p> <pre> graph LR A[第五管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊呉地方総監] A --> C[海上自衛隊航空集団司令] </pre> <p>(2) 兵庫県北部沿岸への自衛隊の派遣要請は、第八管区海上保安本部長が行う。</p> <pre> graph LR A[第八管区海上保安本部長] --> B[海上自衛隊舞鶴地方総監] A --> C[海上自衛隊小松基地司令] A --> D[航空自衛隊第3輸送航空隊司令] </pre>	関係機関からの修正意見に基づく修正																																																																								

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
108	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 専門家・専門機関への協力要請</p> <p>[実施機関：県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県県土整備部県土企画局、県県土整備部土木局、市町]</p>	101	<p>第3編 災害応急対策計画 第2章 迅速な災害応急活動体制の確立 第5節 専門家・専門機関への協力要請</p> <p>[実施機関：<u>県企画県民部</u>災害対策局、<u>県健康福祉部</u>障害福祉局、<u>県健康福祉部</u>健康局、<u>県県土整備部</u>県土企画局、<u>県県土整備部</u>土木局、市町]</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
109	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第1節 救援・救助活動等の実施</p> <p>第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、県企画管理部災害対策局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者〕</p> <p>3 消火活動</p> <p>(5) 県</p> <p>県は、市町及び消防本部から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し、次の措置を講じることとする。</p> <p>ア 県消防防災ヘリコプターの出動（神戸市が保有する消防ヘリコプターを含む。）</p>	103	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第1節 救援・救助活動等の実施</p> <p>第1款 搜索、救助、消火及び避難誘導活動</p> <p>〔実施機関：大阪航空局、海上保安本部、自衛隊、<u>県企画県民部</u>災害対策局、県県土整備部土木局、県公安委員会、県警察本部、市町、消防機関、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者〕</p> <p>3 消火活動</p> <p>(5) 県</p> <p>県は、市町及び消防本部から要請があった場合、または自ら必要と判断した場合は、消火活動に関し、次の措置を講じることとする。</p> <p>ア 県消防防災ヘリコプターの出動（神戸市が保有する消防ヘリコプターを含む。）</p>	県の組織改編に基づく修正
111	<p>イ 消防組織法第24条の3に基づく緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請</p> <p>エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請</p> <p>オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>カ 消防組織法第24条の2に基づく市町村長又は消防長に対する指示</p>	105	<p>イ 消防組織法第<u>44</u>条に基づく緊急消防援助隊の派遣要請</p> <p>ウ 「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」に基づく広域航空消防応援の要請</p> <p>エ 相互応援協定に基づく近隣府県への応援要請</p> <p>オ 自衛隊法第83条に基づく自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>カ 消防組織法第<u>44</u>条に基づく市町村長又は消防長に対する指示</p>	法改正に伴う修正
113	<p>第2款 医療活動等の実施</p> <p>〔実施機関：大阪空港事務所、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者等〕</p>	106	<p>第2款 医療活動等の実施</p> <p>〔実施機関：大阪空港事務所、<u>県企画県民部</u>災害対策局、県健康福祉部健康局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、<u>空港管理者</u>等〕</p>	県の組織改編に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
113	<p>第2 内容</p> <p>1 実施方法</p> <p>(1) 現地救護所の設置</p> <p>② 県は、市町の設置する現地救護所への救護班の派遣について、協力することとする。</p> <p>(3) 特殊な治療活動の実施</p> <p>① 空港管理者、県、市町、消防本部、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への救護班の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとることとする。</p> <p>(4) 負傷者等の搬送先の確保</p> <p>① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮することとする。</p>	<p>106</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施方法</p> <p>(1) 現地救護所の設置</p> <p>② 県は、市町の設置する現地救護所への<u>救護班等</u>の派遣について、協力することとする。</p> <p>(3) 特殊な治療活動の実施</p> <p>① 空港管理者、県、市町、消防本部、その他関係機関は、航空災害、特に航空機の墜落等の場合の生存者は多発外傷、広範囲熱傷を主体とする重傷者が多く緊急度が高いことを考慮し、現地への<u>救護班等</u>の派遣要請、医療機関への迅速な搬送など適切な措置をとることとする。</p> <p>(4) 負傷者等の搬送先の確保</p> <p>① 負傷者等の搬送については、原則として消防本部（指令室）が搬送先医療機関を確保することとし、下記施設の活用を図ることとする。その際、必要に応じて<u>災害医療コーディネーター等</u>から医療面に関する助言を得て、負傷者の重症度と緊急度に応じた搬送先医療機関の選定や搬送先のバランスの確保等に配慮することとする。</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	
114	<p>(5) 現場から医療施設への負傷者の搬送等</p> <p>③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）</p> <p>～ 略 ～</p> <p>（ヘリコプターを有する他機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による） ・ 自衛隊 等 	<p>107</p> <p>(5) 現場から医療施設への負傷者の搬送等</p> <p>③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、<u>県又はドクターヘリ基地病院</u>へヘリコプターの出動を要請することとする。（「兵庫県消防防災ヘリコプター応援要綱」等）</p> <p>～ 略 ～</p> <p>（ヘリコプターを有する他機関）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 他府県消防本部等（「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による） ・ 自衛隊 ・ <u>ドクターヘリ基地病院</u> 等 	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対応
114	<p>(6) 医薬品等の供給</p> <p>③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、兵庫県医理化機器協会等との連携を強化することとする。</p> <p>2 県における活動</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>② 県（医務課）は、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>ア 災害現場周辺地域の診療可能状況及び空床状況の把握</p> <p>イ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握</p> <p>ウ 道路の状況等に関する情報の収集</p> <p>エ 県のヘリコプターの運航状況の確認</p>	107	<p>(6) 医薬品等の供給</p> <p>③ 県は、県内の医薬品卸売業者が、約1週間分の医薬品の在庫を有していることから、流通在庫の活用を図ることとし、兵庫県医薬品卸業協会、<u>兵庫県医療機器協会</u>等との連携を強化することとする。</p> <p>2 県における活動</p> <p>(1) 情報の収集</p> <p>② 県（医務課）は、以下の情報収集を行うこととする。</p> <p>ア 災害現場周辺地域の診療可能状況及び空床状況の把握</p> <p>イ 近隣府県に対する患者受入可能医療機関（名称、位置、受入可能人数）の確認・把握</p> <p>ウ 道路の状況等に関する情報の収集</p> <p>エ <u>ヘリコプター</u>の運航状況の確認</p>	組織名変更による修正
115	<p>(3) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>③ 兵庫県版DMAT体制</p> <p>ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに救護班（兵庫県版DMAT）の派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整することとする。</p> <p>イ 災害拠点病院救護班（兵庫県版DMAT）は、当該病院の開設主体ごとの定めにより編成することとする。</p> <p>なお、兵庫県医科大学病院救護班の編成については、県立病院救護班に準じることとする。</p> <p>ウ 災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。</p> <p>(4) 患者等搬送体制</p> <p>② 県は、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による負傷者搬送を行えるよう自衛隊、海上保安本部等と調整を行うこととする。</p>	108	<p>(3) 救護班の派遣等関係機関への要請</p> <p>③ <u>兵庫県DMAT</u></p> <p>ア 災害拠点病院は、災害の初期において、状況により自らの判断に基づき、速やかに<u>兵庫県DMAT</u>の派遣を行うこととし、派遣先については県又は災害医療センターと調整することとする。</p> <p>削除</p> <p>イ <u>県は、災害拠点病院、日本赤十字社については、自主判断により救護班を派遣、活動した場合においても、状況を鑑み、その派遣、活動が必要であったと認めるときは、県からの要請に基づいた派遣・活動として認めることとする。</u></p> <p>(4) 患者等搬送体制</p> <p>② 県は、道路の寸断や交通渋滞等で救急車による搬送が困難な場合、ヘリコプターや船艇による負傷者搬送を行えるよう自衛隊、海上保安本部、<u>ドクターヘリ基地病院等</u>と調整を行うこととする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
117	<p>第3款 特殊な治療活動等への対応</p> <p>〔実施機関：大阪空港事務所、近畿厚生局、県企画管理部防災企画局、県企画管理部災害対策局、県健康活部健康局、県警察本部、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、自衛隊等〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 多発外傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応</p> <p>② 搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、県医師会等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるとして判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。</p> <p>県は、搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）その他医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、搬送先医療機関の広域調整、救護班の派遣要請等の準備をすることとする。</p> <p>③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。</p> <p>また、・・・略</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>① 医療機関は、・・・略</p> <p>医療機関、消防機関は、必要に応じて地域医療情報センター、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</p>	<p>第3款 特殊な治療活動等への対応</p> <p>〔実施機関：大阪空港事務所、近畿厚生局、<u>県企画県民部</u>防災企画局、<u>県企画県民部</u>災害対策局、<u>県健康福祉部</u>健康局、<u>県警察本部</u>、市町、消防本部、日本赤十字社兵庫県支部、兵庫県医師会、災害拠点病院等の医療機関、鉄道事業者、道路管理者、<u>空港</u>管理者、自衛隊等〕</p> <p>第2 内容</p> <p>1 多発外傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送等の初動対応</p> <p>② 搬送担当機関、<u>災害医療コーディネーター</u>、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、県による搬送先医療機関の広域調整、<u>救護班</u>、<u>その他県医師会</u>等を通じた医師等の派遣要請が必要となる可能性があるとして判断した時点で、その状況を県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。</p> <p>県は、<u>搬送担当機関</u>、<u>医療機関</u>等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、搬送先医療機関の広域調整、<u>救護班</u>の派遣要請等の準備をすることとする。</p> <p>③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、<u>県又はドクターヘリ</u><u>基地病院</u>へヘリコプターの出動を要請することとする。</p> <p>また、・・・略</p> <p>(2) 二次搬送等</p> <p>① 医療機関は、・・・略</p> <p>医療機関、消防機関は、必要に応じて地域医療情報センター、<u>災害医療コーディネーター</u>と連携をとり、二次搬送先を決定することとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
117	<p>2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応</p> <p>② 搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）その他の医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとして判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。</p> <p>県は、搬送担当機関、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）その他医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、県外を含む搬送先医療機関の広域調整等の準備をすることとする。</p>	110	<p>2 広範囲熱傷、化学熱傷への対応</p> <p>(1) 現場から医療施設への負傷者等の搬送の初動対応</p> <p>② 搬送担当機関、<u>災害医療コーディネーター</u>、医療機関等は、負傷者の数及び隣接地域を含めた医療機関の受け入れ能力を考慮して、他府県を含めた広域搬送が必要となる可能性があるとして判断した時点で、県（地域医療情報センター又は県（医務課））に連絡することとする。</p> <p>県は、搬送担当機関、<u>災害医療コーディネーター</u>、医療機関等から連絡を受けた場合などのほか、必要があると判断した場合は、<u>県外を含む搬送先医療機関の広域調整等の準備</u>をすることとする。</p>	所管課からの修正意見に基づく修正
118	<p>③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。</p> <p>また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求めることとする。</p>	111	<p>③ 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると判断した場合、<u>県又はドクターヘリ基地病院等</u>へヘリコプターの出動を要請することとする。</p> <p>また、県は、大規模事故災害に際して、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動準備を求めることとする。</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
122	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 災害応急活動の実施</p> <p>第3節 こころのケア対策の実施</p> <p>[実施機関：県健康生活部福祉局、県教育委員会事務局、市町、船舶所有者等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者等のこころのケア対策</p> <p>(1) 県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、保健師等による訪問やカウンセリングを行い、更に必要に応じて精神科医・臨床心理士などの専門家の受診等の治療的関与を支援するとともに、大規模な事故の場合はホットラインの設置等相談窓口を設置することとする。</p> <p>また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。</p>	114	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動の展開</p> <p>第3節 こころのケア対策の実施</p> <p>[実施機関：<u>県健康福祉部障害福祉局、県健康福祉部こども局、健康福祉事務所、県教育委員会、市町、市保健所、県医師会、航空運送事業者、鉄道事業者等</u>]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 被災者等のこころのケア対策</p> <p>(1) <u>県（こころのケアセンター、精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）、神戸市等（神戸こころの健康センター、各保健所）は、必要に応じて、被災者や目撃者等の状態に応じた段階的なこころのケアを行うこととする。精神的支援を必要とする人には、ホットラインの設置等による電話相談窓口の設置、保健師等による訪問を通じて被災者等の状況やニーズの把握を行う。</u></p> <p>(2) <u>県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、健康福祉事務所の要請に応じ、精神科医師、精神科看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等で構成された「ひょうごDPAT」を派遣する。（被災により健康福祉事務所が機能しない場合は、派遣の要否を本庁が判断する）</u></p> <p>また、必要に応じ、災害後においても、こころのケアの重要性についての啓発を行うこととする。</p> <p>(2) <u>県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、DPAT活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）</u></p> <p>(3) <u>県及び神戸市は、災害時に既存の医療機関だけで対応できない場合、こころのケアチーム（DPAT）活動拠点本部を設置し、被災者に対する精神疾患の急発・急変への救急対応、相談等を行うこととする。（医療機関や団体への依頼、医薬品の調達を含む）</u></p> <p>(4) <u>県（健康福祉事務所）は、DPAT活動拠点本部の管理運営を行うこととする。</u></p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>新制度創設に伴う追加</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
120	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第2節 緊急輸送活動及び代替輸送</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、近畿運輸局、神戸運輸監理部、県企画管理部災害対策局、県県土整備部土木局、県民局、市町、県警察本部、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等〕</p>	112	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第2節 緊急輸送活動及び代替輸送</p> <p>〔実施機関：近畿地方整備局、海上保安本部、近畿運輸局、神戸運輸監理部、<u>県企画県民部</u>災害対策局、県県土整備部土木局、県民局、<u>県民センター</u>、市町、県警察本部、空港管理者、鉄道事業者、道路管理者等〕</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>
121	<p>第2 内容</p> <p>5 代替輸送の実施</p> <p>(2) 道路災害発生時において、道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、県警察本部、市町、その他関係機関は、幹線道路の長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施することとする。</p>	113	<p>第2 内容</p> <p>5 代替輸送の実施</p> <p>(2) 道路災害発生時において、道路管理者、近畿運輸局、近畿地方整備局、県、県警察本部、市町、その他関係機関は、<u>幹線道路が</u>長時間に渡って使用不能になる場合など必要に応じて、う回路の設定及び周知、交通規制の実施、バス路線の変更等の対策を実施することとする。</p>	<p>誤字修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
122	<p>追加</p> <p>(2) 県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施することとする。</p> <p>① スクールカウンセラーによるカウンセリング</p> <p>② 電話相談等の実施</p> <p>③ 教育相談センター、こどもセンター、健康福祉事務所・保健所、こころのケア研究所、精神保健福祉センター等の専門機関との連携</p>	<p>114</p> <p><u>(5) 県（精神保健福祉センター）は、DPAT 活動拠点本部を中心とした精神保健活動の調整を行うこととする。</u></p> <p>2 <u>こころのケアに対する相談・普及啓発活動</u></p> <p>(1) <u>県（精神保健福祉センター、健康福祉事務所等）は、こころのケアに関する相談訪問活動に努めるとともに、市町と連携して情報の提供や知識の普及に努めることとする。</u></p> <p>(2) <u>県は、市町と連携して、心理的影響を把握するために健康調査を実施するとともに、既存の保健活動も活用しながら継続的なケアを行うこととする。</u></p> <p>3 <u>こころのケア連絡会議の開催</u></p> <p><u>県（健康福祉事務所）は、関係機関との活動の連携を図り、今後の対策を決定するためにこころのケア連絡会議を開催することとする。</u></p> <p>4 <u>児童、生徒のこころのケア</u></p> <p>県（教育委員会）は、必要に応じ次のとおり、家族等が被災した児童生徒などに対するこころのケア対策を実施することとする。</p> <p>① <u>教職員によるカウンセリング</u></p> <p>② <u>電話相談等の実施</u></p> <p>③ <u>カウンセラーの派遣</u></p> <p>④ <u>教育相談センター、健康福祉事務所・保健所、こころのケアセンター、こども家庭センター等の専門機関との連携</u></p> <p>⑤ <u>事故により、心の健康に係る諸問題を抱え、教育的配慮を必要とする児童生徒の実態を把握し、当該児童生徒へのより効果的なこころのケアに資するための実態調査</u></p> <p>115</p> <p>5 <u>事業者によるこころのケア対策</u></p> <p>6 <u>救援活動従事者のメンタルヘルス維持</u></p> <p>7 <u>医療機関と健康福祉事務所（保健所）との連携</u></p> <p>8 <u>市町地域防災計画で定めるべき事項</u></p>	<p>新制度創設に伴う追加</p> <p>他の災害編と書きぶりを統一</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>	

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
124	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第4節 遺体の保存、身元確認等の実施</p> <p>[実施機関：近畿管区警察局、県健康生活部健康局、県警察本部（警察署）、市町等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 管轄の警察署は、死体見分及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すこととする。</p> <p>追加</p>	116	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第4節 遺体の保存、身元確認等の実施</p> <p>[実施機関：近畿管区警察局、県健康福祉部健康局、県警察本部（警察署）、市町等]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 実施機関</p> <p>(1) 管轄の警察署は、検視及び遺体の身元確認を行い、その他の所要の処置を行った後、関係者（遺族又は市町長）に引き渡すこととする。</p> <p>2 大規模事故発生時の県、市町の連携</p> <p>県は、多数の犠牲者が発生した場合には、市町からの要請に基づき、<u>国等の協力を得て、遺体の火葬が速やかに実施できるように努めることとする。</u></p> <p>(1) <u>遺体収容場所の確保</u></p> <p><u>市町は次の各項目を基本に遺体収容場所を確保することとする。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>屋内施設を基本とする。</u> ・<u>市町ごとに複数箇所を確保する。</u> ・<u>避難場所、医療救護施設等、他の用途と競合しないこと。</u> ・<u>施設は、想定される死者発生数に対応する広さを有するものとし、検視場所、遺体安置場所、遺族待機場所を有するものとする。</u> ・<u>証明設備、水道設備を有していること。</u> <p>(2) <u>遺体の保存</u></p> <p>県は、警察署又は市町からの要請があった場合は、民間事業者等の協力を得て、ドライアイス及びひつぎ等を確保し、あっせんすることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
	<p>2 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>	116	<p><u>(3) 広域火葬の実施</u> <u>ア 県は、県内他市町の火葬能力では不十分な場合、直接、又は厚生労働省の協力を得て、近隣他府県を通じて、他府県の市町での火葬の受入れを要請することとする。</u> <u>イ 県は、受入れが認められれば、火葬場の受入可能数に応じて調整を行い、被災市町に通知することとする。</u> <u>ウ 市町は、県の調整結果に基づき、具体的に他市町の各火葬場と打合せを行い、遺体を搬送することとする。</u></p> <p>3 市町地域防災計画で定めるべき事項</p>	<p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
125	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第5節 雑踏事故の応急対策</p> <p>[実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防機関、県警察本部、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、市町、医師会、医療機関]</p> <p>第2 内容 3 雑踏事故発生時の対策 (2) 消防機関 ③ 多数の負傷者が発生した場合、地区医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院（災害医療コーディネーター）と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。</p> <p>(4) 県警察本部（警察署） ③ 効果的な広報活動によって人心の安定を図ることとする。</p>	118	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第5節 雑踏事故の応急対策</p> <p>[実施機関：行事等の主催者等、鉄道事業者、消防機関、県警察本部、<u>県企画県民部</u>災害対策局、<u>県健康福祉部</u>健康局、市町、医師会、医療機関]</p> <p>第2 内容 3 雑踏事故発生時の対策 (2) 消防機関 ③ 多数の負傷者が発生した場合、地区医師会へ情報提供し、協力を依頼するとともに、必要に応じて災害拠点病院等の医師と連携をとり、医療上の助言を得るなど、医療機関と連携をとり、医師の派遣及び搬送先の医療機関の確保を的確に行うこととする。</p> <p>(4) 県警察本部（警察署） ③ <u>主催者等関係機関と連携して</u>、効果的な広報活動によって人心の安定を図ることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
127	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第6節 危険物等への対策の実施</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、県県民政策部知事室、県企画管理部災害対策局、県健康生活部健康局、県健康生活部環境管理局、県産業労働部産業振興局、県農林水産部農林水産局、県県土整備部土木局、県警察本部、市町、消防本部、道路管理者等]</p>	120	<p>第3編 災害応急対策計画 第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第6節 危険物等への対策の実施</p> <p>[実施機関：近畿運輸局、近畿地方整備局、海上保安本部、<u>県企画県民部</u>、<u>県企画県民部</u>災害対策局、<u>県健康福祉部</u>健康局、<u>県農政環境部</u>環境管理局、<u>県産業労働部</u>産業振興局、<u>県農政環境部</u>農林水産局、<u>県県土整備部</u>土木局、<u>県警察本部</u>、市町、消防本部、道路管理者等]</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
130	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第7節 災害情報の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、国、県県民政策部知事室、県企画管理部災害対策局、市町、消防本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 留意事項</p> <p>③ 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。</p> <p>第2款 各種相談の実施</p>	123	<p>第3編 災害応急対策計画</p> <p>第3章 円滑な災害応急活動体制の展開</p> <p>第7節 災害情報の提供と相談活動の実施</p> <p>第1款 災害広報の実施</p> <p>[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、国、<u>県企画県民部</u>、<u>県企画県民部</u>災害対策局、市町、消防本部]</p> <p>第2 内容</p> <p>1 基本方針</p> <p>(1) 留意事項</p> <p>③ 情報伝達に当たっては、テレビやラジオ等の放送事業者、通信社、新聞社等の放送・報道機関の協力を得ることとする。また、安否情報、交通情報、各種問い合わせ等を随時入手したいというニーズに応えるため、<u>公共情報共有システム（Lアラート）</u>やインターネット等を活用し、的確な情報を提供できるように努めることとする。</p> <p>第2款 各種相談の実施</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>
132	<p>[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、消防本部、県警察本部、県県民政策部知事室、県企画管理部災害対策局ほか関係部局、市町等]</p> <p>第2 内容</p> <p>4 安否確認等の窓口の設置</p> <p>(5) 航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、警察本部、医療機関、県及び市町は、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図ることとする。</p>	125	<p>[実施機関：航空運送事業者、鉄道事業者、道路管理者、空港管理者、消防本部、県警察本部、<u>県企画県民部</u>、<u>県企画県民部</u>災害対策局ほか関係部局、市町等]</p> <p>第2 内容</p> <p>4 安否確認等の窓口の設置</p> <p>(5) 航空運送事業者、鉄道事業者又は道路管理者並びに空港管理者、消防機関、<u>県警察本部</u>、医療機関、県及び市町は、必要な範囲で相互に安否確認等に関する情報の共有に努め、必要に応じて適切に提供を図ることとする。</p>	<p>県の組織改編に基づく修正</p> <p>所管課からの修正意見に基づく修正</p>

頁	現 行	頁	修 正 案	対 応
135	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として空港等の設置者、鉄道事業者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努めることとする。</p> <p>第2節 空港関係施設等の復旧</p> <p>(実施機関：大阪空港事務所、近畿地方整備局、県県土整備部県土企画局、神戸市)</p> <p>空港管理者又は公共ヘリポートの管理者等は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めることとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めることとする。</p>	127	<p>第4編 災害復旧計画</p> <p>第1節 基本方針</p> <p>大規模事故災害により被害を受けた交通関係施設等の復旧については、原則として<u>空港管理者</u>、鉄道事業者、道路管理者等の責任により、速やかな施設の復旧に努めることとする。</p> <p>第2節 空港関係施設等の復旧</p> <p>(実施機関：大阪空港事務所、近畿地方整備局、県県土整備部県土企画局、神戸市、<u>空港管理者</u>)</p> <p>空港管理者又は公共ヘリポートの管理者等は、事故災害に伴う施設の被害の状況に応じ、あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ、迅速かつ円滑な被災施設の復旧に努めることとする。また、可能な限り、復旧予定時期を明確化するよう努めることとする。</p>	<p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p> <p>関係機関からの修正意見に基づく修正</p>

